

厚生文教常任委員会

令和 7 年 3 月 1 2 日

葛 城 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年3月12日（水） 午前9時30分 開会
午後2時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委 員 長	杉 本 訓 規
副委員長	坂 本 剛 司
委 員	西 川 善 浩
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	川 村 優 子
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴 田 三 乃
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
市民生活部長	西 川 勝 也
保険課長	増 井 朋 子
保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	田 中 美 菜
〃 補佐	巽 ゆりえ
地域包括支援課長	西 川 進
地域包括支援課主幹兼	
いきいきセンター所長	吉 村 和 則
地域包括支援課長補佐	吉 岡 陽 子
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子

こども未来課長	西 川 修
子育て支援課長	油 谷 知之
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長兼	
学校給食センター所長	森 本 欣 樹
学校教育課長補佐	尾 方 慎太郎
生涯学習課長兼中央公民館長	津 本 佳 成
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	稲 田 恭 一
〃 補佐	奥 村 卓 史

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第3号 葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第20号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第21号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第22号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第18号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第19号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 議第23号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第24号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第27号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）部活動の地域移行に関する事項について
- （2）就学前児童の保育と教育に関する事項について
- （3）忍海小学校区学童保育所に関する事項について
- （4）带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願の採択後の経過に関する事項について

- (5) いきいきセンターに関する事項について
- (6) 葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。昨日の総建の長丁場あったみたいですが、今日も長丁場になる予感がしますけども、しっかりと協議していただき、議論していただくようよろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をさせていただきます。谷原議員、増田議員、柴田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねておりますので、マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第3号、葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております議第3号、葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて説明させていただきます。議案書は8ページから9ページでございます。

まず、改正の背景についてご説明申し上げます。令和6年度に成立いたしました乳児等通園支援事業につきましては、児童福祉法において市町村の認可事業として位置づけられましたが、これにより乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の設備及び運営については市町村の条例で基準を定めなければならないこととされており、内閣府令で定める基準を引用する形で条例を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、議案書9ページの条例にてご説明いたします。

各条では、第1条で本条例の趣旨、第2条に定義を規定し、第3条で全ての基準を省令の定めるところを引用することと規定しており、設備の運営基準、利用定員や職員数、職務内容等について省令に従う内容となっております。

施行期日は令和7年4月1日でございますが、府令の経過措置に対応するため、条例の経過措置につきましても府令に準じ設けております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 この条例で、働いているとかいないとか、そういうの関係なく、そういった子どもを保育所等で見ると通園制度、いわゆる、こども誰でも通園制度の運営・設備に関する準備を図る条例ということで、これ令和7年4月1日からの施行ということで、この通園制度、この運用的には本市においては令和7年度から始まるということで理解してよろしいのでしょうか。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 おはようございます。こども未来課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました質問の内容に関してでございます。この制度に関しましては、令和8年度から全ての市町村において、こども誰でも通園制度を実施する必要がございます。それに先駆けて、令和6年度、今年度でございますが、全国120ぐらいの団体だったと思いますけれども、試行的に始めている団体もございます。

令和7年度におきましては、民間保育所のほうから先行的に始めたいというご要望もありましたので、我が市におきましては、令和7年度から準備が整った段階で、前もって先行的に始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 これは、ということは、令和8年度から必ず実施をしなければならないということになって、葛城市においては早ければ令和7年度から始まる可能性もあるということなんではないでしょうか。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のおっしゃるとおりでございます。認可という形を取りますので、令和7年度のどこかで、想定しておりますのは現在、民間保育所でございます。民間保育所のほうから認可のご依頼をいただきましたら、本条例を定めますので、その条例に基づき、市長が認可する形になります。その認可を経て、年度途中、早くても夏以降になるかなというふうな想像はしておりますが、それぐらいから順次始める予定をしております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 言われるのは、早ければ令和7年度から、令和8年度には必ず実施、運用開始となるということで理解させていただきました。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。今、民間保育所ということなんですけど、今、保育所、たしか民間のやったら5校、ほんで當麻にこども園という形で1校やと思うんですけど、どれだけの数と、ほんで市でも保育所持ってるじゃないですか。そこについては来年度、令和7年度には試行的にはやらないということなんか、8年度から必ず実施せんなん、全部が実施せんなん

かんのかというところを聞かせていただきたいのと。そうですね、この条例を見てても、僕
ぴんときてへんのが、省令に定める設置とか、具体的に葛城市ではどういうふうなことを
せんなあかんのかというのをちょっとだけ詳しく教えていただけたらと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の1個目のお問い合わせでございます。まず令和8年度以降は全ての市町村において、
こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業が正式名称でございますが、これを実施する必
要がございます。ただし、全ての施設で実施を求めているわけではございません。準備がで
きたところ、あるいは希望的に民間保育所から手を挙げていただいたところから始めるとい
うようなものでございます。

もちろん、定員とか保育所の手配等がございますので、我が市のように待機児童が発生し
ているようなところで、公立の保育所で始めるということは、しばらくまだ難しいかなとい
うふうに考えております。

今現在、手を挙げていただいているのが、新庄地区で1つの民間保育所、當麻地区で1つ
の民間保育所が手を挙げていただいているような状況でございます。

2つ目の中身の参照、内閣府令を見に行くというような内容のお問い合わせであったかと思いま
すが、参考にさせていただくこの基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と
同様に、内閣府令に定める基準、上位法で定められた基準がございますので、それに従って、
また、参酌をして定めることというふうに決められております。

国、都道府県、市町村以外の者がこのこども誰でも通園制度を行う場合は、市町村からの
認可を受ける必要がございます。その認可に当たっては、その者、認可を受ける者は、当該
条例で定める基準に適合するかどうかを審査するというような内容になっていますので、令
和7年度中に事業を実施する場合には、その事業を実施する開始前までに認可を出す、令和
8年4月実施する場合でも、令和7年度中にこの認可を出すということになっており
ますので。

また、内容につきましては、国の基準の各規定は児童福祉法の基本理念に即したものとな
っており、本市の条例につきましても、従うべき基準、参酌すべき基準ともに内閣府令と同
様の規定とするために、第3条におきまして、この内閣府令を参照する内容となっております。

参照先ではどのようなことが書かれているかということでございますが、1つ目といたし
ましては、このこども誰でも通園制度事業における人権の配慮であったりとか、外部評価を
入れなさいねということであったりとか、そのような一般原則であったりとか、非常災害対
策でありますとか、安全計画の策定等に関する事項、また衛生管理とか食事に関する事項と
かが定められております。

また、この乳児等の通園支援事業というのは2つの型に分かれます。一般型乳児通園支援
事業と言われるもの。これは何かといいますと、施設等の定員とは別に定員を設定するもの。
もう一つは、余裕活用型乳児等通園事業。これは保育所等におきまして、利用の児童が定員

に達していない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れをする。そのような形で区分されておりまして、それぞれの設備の基準とか配置基準、それが国の上位法で定められておりますので、それを市の条例で参照していくという中身になっております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 運営に関しては2園、當麻と新庄のほうとでしていただくということなんですけど、これ6か月から3歳まででしたかね、たしかね。今、保育園に通われている方、地域地域に、今、新庄と當麻やから、ばらつきないかなというふうに感じてはおるところなんですけど、そこで通わはる方が多いところにばらつきがあったらあかんから、保育園、今あるところも手を挙げてくれはったらありがたいなというところはあっていると思います。

ただ、でもやっぱり保育士さんの課題であるとか、その受入れ、なかなか難しいなと。市のほうも恐らくそれでなかなか今しんどいんかなと思うところでございます。

設備の設置基準というのは、何ていうんですかね、子ども1人に対しての平米数とか、そういうのも決まっているところもあるんかなと思う。それを例えばこの通園制度の場合やったら緩和されていたりとか、そういうことかなと思うんですけど、その理解でいいんですかね。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、ご理解されるに当たって、今、葛城市内で小規模保育事業というのをさせていただいていますけども、子ども1人当たりの平米数でありましたりとか、加配の状態であるのは、小規模保育事業とされている内容とほぼ変わらないというような理解をしていただければいいのかなと思います。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ということは、そのハード面に関しても余裕がなかったら、その基準というのを満たしていくのも、なかなか手を挙げにくいところもなってくるんかなと思うところでございます。

今挙げてくれはるところはだいぶ貴重なところ、令和7年度から入ってくれはるところは貴重なところなんで、しっかりとフォローアップも市のほうからしてあげたらなと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 2点お伺いします。

現在試行の形でスタートするということですけども、単価はどうなっているんですか、これは。一応、国のほうでは1時間当たり300円程度という目安があるみたいなんですけども、ここにはうたわわれていないので、まずその単価がどうなっているのか。

それともう一つは、障がい児、医療的ケア児、要支援児のこの方々、お子さんたちに対しての受入れというのはどういうふうにするのか。この2点お願いします。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、最初1点目のお問い合わせでございますけども、まず、現在、国から示されている標準的な価格でございます。子どもお一人につき、利用される方がお支払いになられる金額というのは、1時間当たり300円程度を標準としないといえども。それを施設が徴収するというものになっております。

また、市におきましては、施設に対しまして、1人当たりお幾らというような単価で補助というような形で、来年度、7年度はお支払いする予定をしておりますが、0歳児は1,300円、1歳児は1,100円、2歳児は900円というような設定をさせていただく予定でございます。

また、もう一つ、障がい児加算というものもございます。こちらに関しましては400円の加算、要支援家庭の子ども加算というものは400円の加算、医療ケアを必要とする子どもさんにつきましては2,400円の加算をするというような形で国からは示されておりますが、受入れに当たりましては、例えば要支援、加配の保育士が必要となる場合、必要となる保育士が手配できるかどうかということ。あともう一つ、医療ケア児の受入れを必要とする場合、もちろん看護師の手配も必要になってくると思いますが、その看護師が園で手配できるかというようなことも考慮していくことになると思いますので、その辺を鑑みながら運営を進めていくことになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。単価については分かりました。

その後に、障がいのある方、要支援の方、医療的ケアのお子さんという、当然ながら受入れ体制が伴わないとできないということですね。その辺り、現状は市というよりも、その事業者のほうに任せるということでいいんですね。そこだけ最後に説明をお願いします。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のお問い合わせでございますけども、民間保育所の受入れに関しましては、その体制は民間保育所に委ねるというような形になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。まだ試行的な段階にあるのは分かるんですけども、こども誰でも通園制度とうたっている以上は、本格運用になったら、その辺りの対応は求められると思いますので、その辺りも密接に連携しながらお願いしたいと思っております。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしくお願ひいたします。

今、それぞれの委員さんの質問も聞かせていただいた中で、1つ私のほうからは、今、待機児童、0、2歳と出ていると思うんですけど、これからの将来的なことをよく、いいように私らはイメージさせてもらって、その待機解消というのはどのぐらい見込んでいただいているのか。

それが、あと先ほども医療的ケア児も含めてですけれども、加配もつけていただいているとか、そういった障がいを持った方に対しての要するにニーズですね。実際はなかなか預けられないという現状の中で希望はされていないけれども、誰でも通園できるということなので、それを全体的に受入れを促進していただくのが行政の仕事かなというふうに思うんですけれども、その辺りの見込みとか、そういったものも試算しておられるのかどうか、教えてください。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、先ほどの今後の見込みにつきましては、この後、また調査案件の中で申込みの状況とかに触れさせていただこうとは思っております。その中で待機の状況とかもご報告させていただくつもりはしておるんですけども、現在、待機児童というのはまだ発生するようにはなっておるんですが、少し今までとは状況といいますか、中身が変わってきているような状況でございます。

今まででしたら、葛城市側の受入れの体制が整わない状態で受け入れられないというのが、いわゆる通常待機と言われるものと、あと保護者様のご希望、ここの保育所のほうへ行きたいということで、それ以外は待ちますというようなことがある特定待機と、その2つに分かれるんですけども、状況的には通常待機と言われるものはほぼほぼなくなっているような状況でございますが、まだやっぱり特定待機、特定の保育所を希望される方というのが多うございます。

ご承知のとおり、ここ数年で小規模保育所の誘致であったりとか、民間こども園の誘致であったりとか、そのような形で受皿的にはほぼほぼ満足できるような形になってきているかなと思うところと、あと今後の人口動態に関しましても、右肩で伸びるのか横ばいなのか減っていくのか。なかなか右肩上がりに伸びていくという状況ではないと考えております。横ばいでいくとしても、今の状況が続けば、その辺りの待機に関しましては、ある程度解消されていくのではないかなというような見込みを持っております。

それから、もう一つ、今、受入れの体制ですね。保育士、看護師、それぞれ障がいを持ったお子様、誰でも通園ということですので、もちろん受け入れていくことにはなっていくかなというふうに思っておりますが、今現在、医療ケアを必要とするお子様で事前にお申込みをいただいているんですが、受入れの体制から、なかなかすぐにはお受けできないという状況はまだ確かにございます。ただ、正職員の看護師の採用等もありましたので、以前に比べれば少し進んできている状況ではございますが、看護師につきましても、人事課と協力しながら正職員の採用に努めたり、そのようなふうに前向きに考えていっておりますので、いずれ受け入れる体制というのは整えたいというふうなところでございます。よろしく願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 今、特定待機。ニーズに合った形できちっとはめ込んでいけるかという、ここが一番難しいとおっしゃっておられました。

キャパが広くなれば、またそういうことに理解もしていただいて、そういう待機になるよりも、自分の。例えば通勤の途中のところに必ずなるとは限らないし、就労に差し支えがない程度に、そこを誘導していくのも1つかなと思います。将来的には少し待機が減るかなと、私自身もそれを期待しているところなんですけども。

あと、一時預かりですね。一時預かりがなかなか、今、それはどちらかというとスポットで預かってほしいと希望される。ここの要するにキャパがどれだけあるかということについて、非常にこれから課題かなと思います。

私も相談でいろいろ受けるんですけど、今、妊婦の健診とかいろいろとやっていただいている中で、本当におじいちゃん、おばあちゃん、皆、保護者の関係の保育をしていただける方が少ない。本当に自分らだけで保育している方って多いんですよね。その方がちょっと気持ちの休めたり、自分のことを、美容室に行ったり、お医者さんに行かないといけない場合もありますし、そんなときに一時預かりというのは、ずっと保育は要らないんだけど、一時預かりというところは結構重要な施策と思うんです。ここについて、民間も含めて、常時の通園ではないところでどういう対策を、この際講じていただけるのかということ、分かれば教えていただきたいです。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1点、今お問い合わせいただきました一時預かり事業と、今説明申し上げました、こども誰でも通園制度なんですけども、似て非なるところ、1点は何かといいますと、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもである必要がないというのが、こども誰でも通園制度です。これの逆ですよ、困難となった場合が一時預かりになります。

年齢のすみ分けが違いまして、こども誰でも通園制度は6か月から満3歳未満という設定になっております。一時預かりに関しましては、0歳6か月から就園前まで全てお預かりするというようになっておりますので、3、4、5歳の方が誰でも通園制度を使われるということはまず考えられません。ただ、一時預かりに関しましても需要がございまして、磐城第2保育所ですと、月当たり大体延べ9人ぐらい使われる方がございます。保育士に余裕がある範囲の中でお預かりするというような形になってきていますので、例えばこの先にある程度の定員の余裕が出てくるとかいうことになれば、一時預かり的なものというのは範囲的には広く受け入れられるのかなというふうに思います。

また、公立保育所等に、公立施設におきましても、各所でこども誰でも通園制度がいつかは全て受け入れるようになればいいのではないかなという思いを持っておりますが、ただ、この制度自体をご利用される方の見込みが、まだ試行的にも先行的にも始まっていない状況で、ご要望がどれだけあるのかというのが見込めない状況ですので、それを見据えた上で、今後検討していきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。将来、ここでどんな形になるかということをいろいろ模索していただいて、できるだけ保育をサポートしていただけるような体制。今、磐城の第2でやって

いただいている一時預かりも、これ本当に行政でやらんとならないなというような状況の中で、非常に大変な保育事情、保育士事情の中でやっていただいているということは感謝させてもらっているところなんですけども、民間さんにもそういう一時預かりのところの1つの運用というのが、そういうのもまたお願いをぜひしていただきたい。

いろんなところで、たまたま保育士さんが、今、第2にいらっしゃらなかったら、なかなか予約も受けれないという状況なので、この際、民間の力も借りて、そういったところにも力を入れていただけるような体制をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

杉本委員長 また就学前の調査案件ありますので、そこでも強く言っていただければと思います。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決することにいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

次の議第20号及び議第21号の条例の一部改正2議案につきまして関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第20号及び議第21号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。お願いいたします。

次に、議第20号から議第21号につきまして、一括にてご説明いたします。

まず、議第20号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。議案書は63ページから65ページでございます。

本案につきましては、令和6年11月29日及び令和7年1月31日に家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

具体的な改正内容は、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表 1 ページからとなります。左右に分かれた表となっておりますが、左側は改正前、右側は改正後となっております。

第 7 条第 1 項の改正につきましては、次に第 2 項が新設されますことによる所要の改正でございます。

2 ページ以降をご覧ください。本条例の改正内容は大きく 2 点ございます。

1 点目は、家庭的保育事業者と保育所等との連携についての規定でございます。1 ページ第 7 条第 2 項及び第 3 項が新設され、2 ページですね、すいません。新設され、保育内容に関する支援確保についての緩和規定が新たに設けられ、第 4 項及び第 5 項では、代替保育に係る連携についての基準が緩和されました。

2 点目は、5 ページに飛びまして、食事の提供の特例について規定しております第 17 条第 2 項中、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものでございます。家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供を、家庭的保育事業所外で調理し、搬入する方法により行う際に求めています「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による配慮」とするもので、市の条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

これは栄養士法の改正により、管理栄養士の資格要件が改正されましたため、栄養士の配置等を求めている部分について、「管理栄養士」を追加するものでございます。

次に、議第 21 号、葛城市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は 66 ページから 68 ページでございます。

本案につきましては、令和 7 年 1 月 31 日に特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容は、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 37 条第 1 項の改正につきましては、第 42 条第 3 項が新設されますことによる所要の改正でございます。特定地域型保育事業の運営に関する規定におきましても、先ほどの家庭的保育事業者等と保育所との連携についてと同様に基準緩和がなされました。

新旧対照表 3 ページからをご覧ください。新設の第 42 条第 1 項及び第 3 項で、保育内容に関する支援確保についての緩和規定が新たに設けられ、第 4 項及び第 5 項では、代替保育に関する連携についての基準が緩和されました。

施行日はいずれも令和 7 年 4 月 1 日としていますが、経過措置といたしまして、府令に準じ、改正後、施行の日から起算して 15 年を経過する日までの連携施設を確保しないことができるとしております。

以上、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本２議案に関する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 小規模保育の件やと思うんですけど、今、せいかナーサリーさんとアートチャイルドですね。せいかナーサリーさんはこの連携については、恐らく當麻せいか子ども園があるから、いけるのかなと思うんですけど、アートチャイルド、これはほかの保育園も今手いっぱいじゃないですか、いろんなところ、定員もいっぱいやしね。そういうところというのは、連携をなささいということなんですよ、恐らく、代替保育所も含めて。その辺というのは市としてはどういうふうに関与というか、できるところがあるんですかね。その辺聞かせてもらえたら。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今お問い合わせの２点の小規模保育所の連携についてでございますが、まず最初、この保育所、２か所設置されましたときに、連携先ということでは、葛城市の公立保育所と連携するというような形で当初から契約させていただいております。

今回、改正の内容を出させていただいているんですけども、実際、葛城市内でこの要件に該当して何かしなくてはならないというような施設はございません。大丈夫でございます。

今回の改正があったのは大きく３点でございます。先ほど部長のほうから申し上げましたが、まず５年の経過措置を設けられたことと、連携の項目というのがあるんですけども、保育内容の支援であったりとか、代替保育であったりとか、卒園後の受皿の確保、これにつきましては、小規模保育所ですと３歳になった時点で卒園している形になりますので、じゃ、３、４、５歳のところの受入れどうするのということが必ず出てまいります。今でしたら、せいかナーサリーさんのところに當麻せいか子ども園ができましたので、受入れ先はございますが、なかったときは公立保育所で必ず受け入れますよというような形の体制を取らせていただいております。

それと、連携項目のうち代替保育につきまして、例えばですけども、保育士さんで、何か病気等がはやったときに、子どもさんを預かれる先生方がいないというようなときは、代わって、その子どもさんたちを公立保育所に短期間の間、預かるというような、そういうような連携の項目がございます。

全国的に見ましても、待機児童、都市部におきますと小規模保育所というのがたくさんできたんですけども、その連携施設というのがなかなか設けられなかったというのが、この改正の根底でございます。それに関しまして、まだその連携先が設けられていないというのが全国的に３割ほどあるというような報告があるようでして、それに基づいて、このような連携の緩和というような措置になったというふうに聞いております。

よろしくお願いいたします。

杉本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まずは、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第22号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。

それでは、最後に議第22号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は69ページから70ページでございます。

主な改正内容につきましては、現在、公立では磐城第2保育所で実施しております一般型預かり保育事業につきまして、今後、磐城認定こども園の体制が整いましたら、同様に事業実施する見込みであることから、速やかな実施に向け、あらかじめ所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表

の1ページをご覧ください。

一時預かり事業利用料について規定しております、第6条関係の別表第2でございます。
左右に分かれた表記になっておりますが、左側は改正前、右側は改正後となっております。

この表では、一時預かり事業の利用料について、改正前では、利用する場所によって料金を定めることとしているものを、利用区分により定めるよう改めるものでございます。

また、備考におきまして、用語について規定しております。

施行日はいずれも令和7年4月1日としております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

杉本委員長 ただいまご説明いただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題いたします。

本案につき、提案者の内容説明をお願いします。

西川部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第18号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて説明をさせていただきます。議案書は59ページから60ページでございます。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されております。この改正による限度額につきましては、地方税法施行令の改正があった翌年度に市町村条例の改正手続を行うことと県内で統一されていることから、今回所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表をお願いいたします。2ページをお願いいたします。

国民健康保険税のうち、今回限度額の改正をさせていただくのは、後期高齢者支援金等課

税額を引き上げるものでございます。第2条第3項の当該合算額を「22万円」から「24万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「22万円」から「24万円」に改正し、3ページの第21条においても、現行の「22万円」を「24万円」に改正するものでございます。

10ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日、適用区分は、改正後の葛城市国民健康保険税条例の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松林委員。

松林委員 国民健康保険税条例の一部を改正するについてということで、これお聞きしたいんですけども、医療費が高額になった場合に国から支給される資金の上限額が2万円増えることになるということで、後期高齢者、高額な医療費を支払う際に自己負担額は減るのか、2万円分減るのかということ。端的に言うたらそういうことなのかなという、お聞きさせていただきます。

杉本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

今回の改正は税条例でございまして、後期高齢者支援分の課税をどれだけ負担していただくかというのを引き上げるというものでございまして、自己負担が引き上がるというものではないということです。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 自己負担が引き上がるものではないという、下がるというていいんかな。例えば医療費が30万かかった場合に、従来は22万円の支援金が支給されて自己負担額は8万円やったけど、今度24万円になった場合には自己負担額は、30万、医療費がかかった場合は6万円で済むという考え方でいいんでしょうか。ではないんですか。

杉本委員長 ちょっとだいぶ。ちゃんと一から説明、もう一回。僕は分かっているんですけど、松林委員さん、いろんな項目を間違えてはと思うので、もうちょっと分かりやすく説明して。逆に言うたら。

(「高額医療のことちゃうの」の声あり)

杉本委員長 そうです。分かりやすく、今の、かみ砕いて説明してもらったほうが。

増井保険課長 松林委員さんがおっしゃっているのは、医療機関での窓口での本人さんの負担額のことかと思うんですけども、今回の改正は自己負担額の分ではなくて、税の分、保険税の負担額を引き上げるというものでございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 自己負担額を引き上げるもの、税の負担を上げるという、そういう意味合いですか。了解です。ごめんなさい、私間違っていました。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第19号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第19号、葛城市公民館条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正の内容についてご説明を申し上げます。

本条例は公民館の設置について定めておりまして、公民館の管理、利用について規定しているものでございます。

改正理由につきましては、新しく南新町区コミュニティセンターが完成することに伴いまして、条例から「南新町分館」を削り、また、當麻文化会館の休館により、當麻文化会館で使用していた機器の一部を中央公民館で使用するに伴う使用料においての項目を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表の1ページをお願いいたします。左側が改正前、右側が改正後となります。

1ページ、第2条では、公民館の名称及び位置は別表第1のとおりとするとしておりまして、別表第1の2ページ目となります。

4、分館で、2ページ目の下から5行目にございます「南新町分館」を削除いたします。

次に、4ページをお願いいたします。中段の別表第2でございます。条例第2条では、公民館の使用料を別表第2に掲げる額と規定をしております。

別表第2の5ページのほうに移っていただきまして、一番下段になります。新しい設備、機器の使用料として、「通信カラオケ」を追加し、使用料を午前、午後、夜間の各利用時間につき2,000円とするものでございます。

最後に、6ページには、附則といたしまして、施行期日につきましては、令和7年4月1

日とさせていただきます。

説明は以上となります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明いただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第23号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。議案書は71ページからとなります。

今回の主な改正内容は、地域包括支援センターにおける職員配置基準について、全国的に専門職の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正となっております。

改正の内容は、令和6年3月29日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正省令が公布され、令和6年4月1日より施行されております。

このうち介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、市が包括的支援事業を実施するために必要な基準を条例で定める際に従うべき基準を改正するものとして、地域包括支援センターの職員配置基準の柔軟化について、省令と同様に改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明を申し上げます。お願いいたします。それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

こちらでは、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の数について定めております第4条第1項の職員数につきまして、職員数の換算基準の緩和措置を追加しております。

す。

説明させていただきますと、これまで1つのセンターが担当する区域における第1号被保険者、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに条例で定めているものを、専従もしくは常勤の職員としてそれぞれ1名配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算法により配置基準を満たすことが認められるようになることを、3行目の「員数」より以下の文言で追加しております。

次に、第4条1項3号の主任介護支援専門員について、省令の定義規定を引用して定義することに变更しております。そのことによりまして、主任介護支援専門員の年限に関する規定やその他の要件等が変更になった場合であっても、国が定める基準に従うことができます。今回の改正につきましては、現在の資格要件が変更されるものではございません。

次に、2ページの第4条第2項を新設いたします。こちらは同一市町村内に地域包括支援センターが複数か所存在する場合の規定となります。内容は、複数の支援センターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤職員をそれぞれのセンターに振り分けて配置することで、配置基準を満たすことができるようになります。

これは複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、それぞれのセンターには必ずしも、前ページの第4条第1項第1号から3号の職種全てを配置しなくてもよくなります。ただし、この場合についても、それぞれのセンターにはさきの第4条第1項第1号から3号の職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

最後に、改正後の第3項以降は、第2項を新設したことによる項ずれに伴う整理となります。

この職員配置基準の改正は、令和6年4月1日から施行されていますが、市町村事務負担に配慮し、条例改正を1年間猶予する経過措置が設けられておりますので、施行日は令和7年4月1日となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 お願いいたします。いろんな緩和が今説明されたように、要するに職員の、設置基準の緩和ということですね。うちは地域包括支援センターが1つですね。うちは1つということで、そういった2つでどうだというようなことはない。

1つであるということによって、この緩和で、葛城市の今現状ですよ。今いろいろと非常に専門職を入れるのに苦労していただいた、これまでの経緯あると思うんですけども、この緩和によって、今現状、この措置について一定の基準というものが、ちょっと余裕が出てくるのか、それとも現状きちんとはまっていくのか、それから会計年度とかの調整。その辺りの現状についてお聞かせいただきたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。よろしくお願いします。

今現在、葛城市の専門職の人員配置基準は、第1号被保険者から見たら、それぞれ2名ずつの配置が必要となっております。

現状なんですけど、今の柔軟化の基準に当てはめれば、保健師等の基準人数2名に対し、葛城市では2.9名、社会福祉士の基準人数2名に対し2名の配置、主任介護支援専門員の基準人員2名に対し3.8名の人員となっております、基準には充足しておると思います。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 この緩和で、だいぶね、ちょっと余裕が出てくると。これからまだ介護のニーズというのは高まってくる中で、葛城市もこういった専門職の人たちのいろいろな働きによって、より充実したものになることを願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第24号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。議案書は73ページからとなります。

改正内容は3点でございます。

まず、コロナウイルスや地震等、大規模災害の発生時に国の補助対象となる介護保険料の減免申請の受付をより円滑に行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

現行の規定では、国の補助対象となる介護保険料の減免に対する規定がなく、令和2年度から5年度に実施したコロナ減免につきましては附則を設けることで対応いたしましたが、今後は本則に盛り込むことで、災害の発生時に個別に条例の改正を行うことなく、減免の実施を可能とするものでございます。

次に、災害発生時に国の補助対象となる保険料の減免では、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも考えられるとされておりますが、現在の規定では実施できないため、減免の申請期限の規定についても、国が定める取扱等に従うことができるように改正をしております。

最後に、厚生労働省より示されております介護保険条例参考例においては、介護保険料減免徴収用申請書での個人番号の記入は求めておらず、当該事務で改めて個人番号を利用することがないため、個人番号の記入欄を削除するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明を申し上げます。それでは新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第9条の保険料の徴収猶予について定めております。次の2ページの2項におきまして、申請書に記載する内容を定めている箇所について、従前は氏名、住所、個人番号を求めておりましたが、個人番号に関する情報記入は不要として、削除しております。

次の3ページの第10条第2項第1号につきましても、同様に「個人番号」については削除しております。

次に、戻っていただきまして、2ページの第10条、保険料の減免では、第1項各号で減免をすることができる条件を示しておりますが、次の3ページの第1項の最後に新設で第6号として、国が補助を行う対象となる保険料減免の基準に該当することを追加し、コロナ減免のような国の補助の対象となる減免の発生ごとに条例改正を不要とし、減免申請の受付をより円滑に行うことができるように改正をいたします。

最後に、同じく3ページの第10条第2項につきましては、保険料の減免の申請基準について定めております。改正前は、納付期限が到来する前にしか申請ができないものとなっておりますが、地震等大規模災害発生時に国の補助対象となる介護保険料の減免申請の受付を第10条第1項第6号で定めたことにより、災害発生等を理由とした減免申請を遡って受付できるようにするために、申請期限を、「市長が定める申請期限」とします。

次に、葛城市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱におきまして、申請期限等を規定することについても同時に改正をする予定をしております。

施行日は令和7年4月1日となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第27号、葛城市下水道条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、下水道法第25条に基づき、下水道事業管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の一部が改正されたことに伴い、排水設備工事責任技術者の資格要件の緩和及び大腸菌群数に係る放流水の基準の2点について所要の改正を行うものでございます。

まず、1点目の排水設備工事責任技術者の資格要件の緩和についてでございます。排水設備工事責任技術者とは、各家庭などからの生活排水等を公共ますに送るための排水管や汚水ますの新設、交換、撤去などの工事を実施するために必要な資格となっております。

現在、政府におきましては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを行っております。

これまで排水設備指定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務づけておりました。これはアナログ規制の1つである常駐・専任規制に該当することから、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえ、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに、専属する者から選任する者に見直すとともに、同一の都道府県内の区域内における営業所について兼任することが可能となったことから、排水設備工事責任技術者の資格要件の緩和について改正を行うものでございます。

次に、2点目の大腸菌群数に係る放流水の基準についてでございます。下水道法施行令第6条第1項第2号の放流水の水質の技術上の基準では、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めております。大腸菌群数とは、大腸菌を含む大腸菌と性質が似ている細菌の数であり、ふん便汚染の指標として使われてまいりました。

今般、放流水の水質の基準について、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、大腸菌群数1立法センチメートルにつき3,000個以下の基準が、大腸菌数1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下の基準に改正されました。

本市の下水道事業は全て、流域下水道処理場を経て汚水进行处理しているため、葛城市下水道条例では、放流水の基準に関する条文の規定はございませんが、第13条、除害施設の設置等の条文には、規制対象から大腸菌群数を除く旨の記載があることから、今回、下水道法施行令の改正に伴い、本条例におきましても同様に文言の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第7条の2第1号、「専属の責任技術者を有していること」を「排水設備の新設などの工事の事業を行う営業所ごとに責任技術者として登録を受けた者を選任していること。ただし、奈良県内の区域における他の営業所について兼任することを妨げない」に改めます。

2ページをお願いいたします。第7条の3第1項第4号中、「専属の」を「選任された」に改めます。

5ページをお願いいたします。第7条の7第4号中、「専属の」を「選任された」に改めます。

11ページをお願いいたします。第7条の16第1項、「責任技術者は、2以上の指定工事中に所属してはならない」を削り、第2項を繰り上げます。

13ページをお願いいたします。第13条第1項第10号中、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

施行期日は排水設備工事責任技術者の資格要件の緩和については公布の日から、放流水の基準の改正については令和7年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 中身について確認という意味合いでお聞きしたいと思います。

人がいてないからの緩和というのがいろんな部門で出てきているというのが今の我が国の現状やなというのはよく、いろんな分が分かります。

一番最初の専属の技術者を今までは有していることということやったのが、今回は、これからはその技術者の方は県内であればどこにおられても、専属じゃなくて、そこは選任していたらそれでええということなんですけど、文言的にこれでいいかなと思うし、言うてること分かるんですけど、実態としてどんなもんなんでしょう。

例えばこういう業者さんが、今までは1人、そこにおられないと駄目ですよ。技術者がいてなかったら駄目ですよというものが、県内どこかにおられたらいいですよと変わるわけですね。じゃ、営業所単位で見ると、営業所はたくさんあって、それでも1人おられたらいいというふうに読み取っているわけなんですけど、実態としてそんな、奈良県内に営業所は

何ぼもあって、1人でやるというところはないであろうかと思うんですけど、その辺の、これが今日読んでいると、今までは契約というんか形で、やってもらうところにはおられやなあかんということやったけども、これから県内どっかにおられたらええということになったときに、県内に幾つもの営業所等があれば、ちょっとしんどい部分というののできてくるのかなという思いもあるんですけど、今、奈良県内での業者さんの実態というのを教えていただきたいという質問です。

杉本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。

ただいまのご質問に対してご回答させていただきます。本市の指定工事店の登録店数につきましては、令和6年度で145件ございます。この中で、実際、営業所という形で登録されているのは3店舗のみでございます。

実際、今現段階でその3店舗に関しましても、専属という形で捉えていまして、選任に関しても、実際にいえば6年4月の時点で本来は標準条例、変わってはいるんですけども、奈良県内のほかの自治体のほうにも確認させていただきましたら、今現段階ですぐに施行で変わっているところもないので、ちょっと調整しながらはしているんですけど、今現段階では何も影響はないという形になっております。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そしたら、前もってこういう条例というのを改正しておくけども、葛城市にとっては何も変わらん、ここ数年何も変わることはないやろうというふうに受け止めておいたらいいいですね。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、1、部活動の地域移行に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中学校の部活動の地域展開の進捗について説明させていただきます。

まず、名称変更についてでございます。現在までは、中学校の部活動の地域移行という名称になっておりましたが、令和6年12月に開催されたスポーツ庁と文化庁の有識者会議において、地域移行の表現が学校と地域の二項対立の印象を与えかねないとの懸念から、地域展開に名称変更をする考えが示されました。地域全体で連携するというコンセプトをよりの確に表すために変更となっております、これ以降は本市でもそういう表現に改めようと思っております。資料1の基本方針についても、地域展開という名称を使用しております。

それでは、前回、9月の厚生文教常任委員会での説明と少し重なりますが、これまでの経緯について簡単に説明させていただきます。

教員の働き方改革を踏まえた部活動の改革として、令和2年に文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととするという方向性が示されました。

また、奈良県においては令和5年に県の教育委員会から、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了することを目指すという方針が示されております。これらを受けまして、本市でも令和6年度から部活動の地域移行へ向けた実証事業を実施することとし、相撲部、コーラス部の設置を行っております。

そして、事業を計画的に進めるために協議を行う場として、関係者により葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会を立ち上げさせていただき、令和6年6月14日に第1回目の会議を開催し、現在まで4回の開催を行っております。

検討委員会では、ニーズ把握のアンケート調査、運営団体指導者募集基本方針案などについて協議を重ねており、最終、令和8年9月には地域展開が実施できるようなスケジュールで現在進めております。

それでは、資料の1、葛城市学校部活動の地域展開に関する基本方針案をご覧ください。この資料は、第3回の検討委員会で作成したたたき台として提示したもので、主な部分を取り上げて説明させていただきます。

まず、1番のところで、部活動の現状と課題というところ、(2)の②のところで、教員の働き方改革では、7月に実施の教員アンケートの結果では、勤務時間以外の部活動に関わる業務を負担に感じている教員が多い現状がございます。

(3)では、国及び奈良県の方針等について、これまでの発出されている国や県の方針についてまとめております。

次に、2番の葛城市における中学校部活動の地域展開のほうに移ります。

(2) のところで、今後の方針についてでございます。今年度は相撲部とコーラス部を地域クラブとして設置いたしました。来年度、令和7年度については、指導者の確保と条件が整った部活動については、休日の活動を地域クラブに移していきたいというふうに考えております。

(3) の体制についてです。当面の間は行政主導で進めていき、将来的には民間や総合型地域スポーツクラブが運営団体になる体制を検討していけたらというふうに考えております。

続いて、(4) の指導者でございますが、既に立ち上げております葛城市地域クラブ活動指導者人材バンク、それから奈良県の奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンクというのがございますので、それを活用していきたいと思っております。

続いて、(6) 運営費についてです。令和7年度については国からの補助や市の予算等に対応していきたいというふうに考えておりますけれども、今後、保護者に負担していただく会費の設定等についても、これから検討していきたいと考えています。

(8) と (9) ですが、こちらは学校と市また教育委員会の役割として、休日の地域クラブ活動が円滑に進められるように、学校と教育委員会との間で情報共有を密にしておく必要があるというふうに記載をしております。

これらを踏まえまして、続きまして、資料の2をご覧くださいと思います。この資料は2月に開催いたしました第4回の検討委員会の資料で、今後の方針について、より具体的に記したものとなっております。

まず、令和7年度についてでございます。平日の部活動はこれまでどおり変更はございません。休日の部活動については、原則として各校での活動を基本とし、平日の指導者が指導及び大会の引率等を行い、それが教員の場合には特業手当の支給や振替休日を取得できるように配慮する。また、1つの学校でチーム編成ができない部活動やどちらかの中学校にしかない部活動、休日の指導者が不足している部活動、これらの中で休日の指導者の確保ができた場合には地域クラブのほうへ移行を検討すると。また、指導者の人材バンクに登録している地域の方や大学生、小学校の教員の方を部活動指導員または地域クラブ指導者として雇用して、教員の負担軽減に努めていきたいというところでございます。

令和8年度については、原則1つの学校でチーム編成ができる場合は、休日は地域クラブとして活動を行い、ただし、1つの学校でチーム編成ができない場合や指導者が不足する場合には、両中学校合同で地域クラブとして活動を行うことを検討するということとしております。

続きまして、資料の3でございます。こちらは現在までに保護者へ部活動だよりを第3号まで発出しておりまして、前回は第2号までをお渡ししておりますので、それ以降に発出いたしました第3号をつけさせていただいております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

杉本委員長 ただいま説明いただきました件について、何か確認事項等ございませんか。

西川委員。

西川委員 お疲れさまです。今までで在り方検討委員会というのを2回ほど開いて、2回ですかね、

今。4回も開いてくれたはるんですか、ありがとうございます。

4回開いていただいた中で、こうやってまとめてきてくれたはると思うんですけども、僕ちょっと気になってるのが、結構、親御さんからも言われているんですけど、お金の負担と、それと平日、教員さんとか外部指導者が見たとき、ほんで休日に移行したときには地域クラブに行く。例えば個人の種目とか、それやったらまだ可能なところもあるんですけど、団体競技とかでやっているときって、その辺というのがうまいこと連携できていくのかなと。僕の感覚でしたら、平日も恐らく地域クラブに変わっていくんじゃないかというところになるのかなと。平日は中学校で教職員さんが教えて、休日は地域クラブに移行して、そこでほかのそのもともといはったスポーツクラブとかのところの方と一緒にやってというのも、何かちょっとイメージがつかへんということも聞いているんです。

だから、その辺というのが課題なんかなと思っております。思っているんですけど、そういうことって、ここには今、書面で書いたら、そういうふうにしたあるんですけど、その辺の課題というのは、何か解決するような方法とかいうのも検討したはるんですかね。

それとあともう一個、今、外部指導員の募集をされてると思うんですけど、これってどの部活動の項目を今募集されているのかというところ。中学校単位で、中学校というか2つの中学校あるんですけど、この中学校はこれとこれ、例えばこの中学校はこれとこれというので教えていただきたいなと思います。お金とね。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本です。

まず、平日と休日で指導者が違ったらというところなんですけど、教員の方にもアンケートを取っておりまして、教員の方でクラブのほう、休日の指導もしてもいいよという方については、引き続き、できたらお願いしていこうというふうには考えております。

ただ、指導を望まない方については、地域の方とかそれ以外の指導の方をこれから探していかないといけないかなというところで、委員おっしゃったところも課題かなというふうには考えております。

あと、指導者登録につきましては、この種目というのでは、今現在は中学校にある部活動全体の募集をかけていっているようなところでございます。

あと、費用負担については、確かに今後課題になるかなとは思っているんですけど、そこは6年度、7年度については市のほうで国の補助金も活用しながら、保護者負担なしでいこうと思っているんですけど、いずれは保護者負担もお願いしないといけないかなというところは確かに課題とは考えております。

杉本委員長 返ってきていますか、回答。

西川委員。

西川委員 大丈夫です。僕聞きたかったのは、指導者の方が休日に副業としてそっちもやるという形ということ。指導者じゃなくて、子どもたちが要は平日は例えばサッカーをやったとして、チームメートが変わるようなイメージを持っているわけです。例えば休日は土日、スポーツクラブのほうに行く、サッカーのチームに行くと。そのときに急に試合しましょうとかいう

のでできるのかなという。指導員の話じゃなくて、そういうことの懸念というのが僕はあるのと違うかなと、団体競技やったらね。

お金の話はもちろんそれは受益者負担というところは出てくるとは思うんですけど、その辺についても、部活動はただなんで、その辺のことについても受益者負担を安く済ませたいというところと、質を上げて、地域のスポーツクラブでしたら、例えばサッカーを出しますけど、スキルを上げて、より高みを望むようなチームの子と、そこに対してはお金を払うわけです。それが、部活動の体を動かさせて、部活動の何というんですかね、スポーツを楽しむほう、その乖離がすごい出てくるんじゃないかなというところが結構気になるところなんです。その辺というのが、多分スポーツクラブのほうの考え方がすごい入ってくると思うんですよ。どういうふうに切り分けやはんのかなと。そういうところを一刻も早く見つけて、調整をしていかんなんのかなと思います、協議、調整をね。市としてはこういうふうに考えていますよと。保護者の負担も、お金の負担もこれぐらいで収めてほしいんですよ。そこを先に、いろんな協力してもらえるクラブやったりというのを早く見つけていかんなんのかなと。

その辺がどこまで当たりをつけられているのかなというのをもう一個聞きたいなと思います。要はスポーツクラブ、サッカーやったらサッカー、バスケ、いろんな種目ありますよね。その辺と密に。令和8年度から始まりますのでね。

教育長は部活動をそのまま、前にお話しさせてもらったら、地域移行というよりも外部からの指導員でやっていきたいなということもおっしゃっていたと思うんですけど、その辺。

さっき外部の登録、外部指導員の募集をしていると。僕はイメージ的には、各スポーツに対してどうかなと思ってた。全体の大枠に対してまず募集されているということです。それをまず何人ぐらい募集されて、どういうふうに振り分ける。だって募集された中でも、得意なところがあるじゃないですか、これについてスポーツの登録をしたいねんという。その辺ってどういうふうに考えてはるんかなというのと募集の人数というのも教えてほしいなというところです。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 おはようございます。部活動につきましては、今、課長のほうから説明ありましたように4回の検討会議を経て、市内で基本的には受皿として地域展開できるようなクラブがあるんであれば、それが一番好ましいというふうには思っておるところでございます。

ただ、昨年度から子どもたちにも保護者にも、また教員にもアンケートを取る中で、やはり子どもたちが一番求めているのは、それぞれの学校単位でチームスポーツをやっていきいたいというような声、また保護者のほうでも学校単位のクラブを平日と休日を切り分けて、指導者を分けないでほしいという願いも多く上がっているところが現実でございます。

その中で、今、本市の状況だけを言いますと、国が求めている地域展開は2つの大きな課題があるということで、ここの基本方針にも書かせていただいているんですけども、その1つは、少子、子どもたちの数が少なくなっている、学校単位でクラブがつかれなくなるから、地域で大きな範囲で1つのクラブをつくっていきましょうというのが1つ目の課題解決のた

めの方法。もう一つは教員の働き方改革ということで、教員の負担を軽減しましょうと。この教員の負担というのは、専門でないスポーツを教えたりとか、土日に自分の家庭的な事情があるのに子どもたちの部活動に時間を割かないといけないとかというようなところも負担を軽減しましょうと。この2つの課題を取り外しましょうというのが国の方針なんです。

そういったところで、本市の状況を当てはめると、今2つの中学校でおおむねいいですか、全てのチームスポーツが学校内で成立する状況です。今、3年生が引退しまして、1、2年生だけで全てのチームスポーツは人数はそろっているという状況にあります。これをあえて1つにする必要があるのかという議論も検討委員会でさせていただきました。

それと、教員も働き方改革の中で軽減することなんですけれども、教員も実際、休日にも指導したいという教員も多くおられます。そういったところのニーズを併せた中で、令和7年度においては、現状の平日の部活動をできる限り休日にも行うという方向で進めたいというふうに思っています。

ただし、そのときに、教員がそのまま休日やりますよというクラブについては、そのまま7年度また8年度以降もやっていけると思っているんですが、教員ができないところに地域の力をお借りして、チームはできるだけ学校単独で2つずつ運動部をつくらせていただいて、休日にも外部の指導者、教員がいないときには外部の指導者で行っていただこうと。また、大会引率等も地域の方ができるのであれば、地域の指導者として行っていただこう。それは中体連の会議でも認めていただいておりますので、その体制は整うというふうに思っています。

ただ、今後、8年、9年、それ以降に子どもたちの数が減ってきてチームが存続できなくなってきたときには、これは葛城市として1つのクラブをつくって指導していかないといけないというふうに思っていますし、そのときには恐らくですけども、今の国の方針であれば、平日の部活動も地域展開していこうという流れになっていくと思いますので、そのときには葛城市として1つのチームスポーツをつくっていく必要があるのかなというふうに感じています。

あと、もう一つ、委員おっしゃっていただいた専門的な、いわゆる今でもやっておられます外のクラブ活動、スポーツ活動、サッカーを例に例えていただきましたけれども、そのクラブ活動、私自身は大いにやっていただいたらいいのかなと思っています。子どもたちの選択肢として、そういういわゆる専門的にやるサッカークラブに行く子もおれば、学校として、また葛城市としてやるサッカークラブというのに所属するのもいいし、それは今までどおり、子どもたちの、また保護者の意見で選んでいただいたらいいのかなというふうに思っています。

それも含めて、1個だけにしようというふうには思っていないです。それは、今この方針で示させていただいた今の基本方針かなというふうに思っているところでございますので、私、今後の見込みのところも含めてお話をさせていただいておりますので、今後の情勢によって、またそこは変更するかもわかりませんが、今思っている方針としては、その形でやりたい。そのときに発生すると考えられます受益者負担、いわゆる保護者負担なんですけれども、7年度につきましては今と同じ現状でさせていただこうというふうに思っています。8年度以

降、今、民間にあるスポーツ施設のほうにお願いをしていくということも並行して考えさせていただいておりますので、そちらにおいて受益者負担というのが低額に抑えられるように、制度設計をできる限りしていきたいというふうに思っています。

受益者負担になるところは、おおむね指導者への報酬、ここが今現状であれば、学校教員であれば特業手当というところで県から支給されるんですけども、8年度以降はその支給が県のほうはストップすると。ただし、新たな補助制度をつくるというふうにも聞いていますので、その補助制度と併せて、受益者負担をできる限り少なくする方針で構築していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本でございます。

人材バンクの登録の話もございましたので、そちらは今15名の登録をいただいております。それぞれの方が、こういう種目、指導ができますという形で申請をいただいております。その中から、今、中学校の休日に行っている部活動で、その中で教員の方が休日の指導を希望されないクラブとのマッチングを行いながら調整していくという形を今考えております。

具体的に、今1つのクラブはマッチングができていますので、そこは移行していきたいというふうに考えております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今15名おられて、1つは、どこのクラブかスポーツか分かりませんが、マッチングできたから、令和7年度からやっていきますよということですね。

僕は募集するときに既にマッチングをした状態で、例えばこの種目というて来てんのかなと思ったら、また違うわけですね。かぶっているところがあるわけですね、恐らくね。なるほど。そやったら、なかなか難しいというところも出てくる。人気のないと言うたらあれですけど、専門的な指導者が少ないところもあるしというのは、今聞いて課題なんかなと思います。

教育長おっしゃっていることも分かります。中学校で今部活が成り立っていると、基本的には試合に出れないクラブもないし、あれもないし。ただ、働き方改革というところで国が示されている地域展開というところについては、教育長のお考えは恐らく外部から、できるだけ今の環境というのを保ってあげたいなという意味は分かっているんですね。ただ、僕も受皿としては地域クラブというか外部の、今、葛城市でクラブチームあると思うんです。サッカーとかないんですけど、何かそういうところも受皿としては必要になってくるんじゃないかなと。今後、外部委託で引率も休日やってもらうよというのもあるんですけど、そのクラブチームの発掘とか、その協力というのでも協議をしていく。

さっき僕がちょっと課題で伝えた、そこにもともと所属している人たちと、部活から来る人たちとの温度差とか、そういうのも出てくると思うんで。今のところは取りあえず部活動で、休日は、教職員はお金、副業をいただきながらかもしれないですけどね、いただきながら引率をする、そういう体制を整えたいということも分かりました。それで当分は様子を見

たいというのも分かりましたけども、地域のクラブへの展開というのも考えていっておいたほうが僕はいいかなと思っているところでございます。

以上です。

杉本委員長 普通に部活、平日もやられていて、休日も今の先生のままいきますよと、これが一番今普通じゃないですか。これが働き方改革とかいろんな意味で、アンケートを見ても、負担になっている先生方がおられるということを、長き目で見たら、すごく分かるんですけど、今現在、休日もう無理ですわという先生もおられるということですね。そこが成立していない部活というのが出てきているという話なんですけど、それは致し方ないんですけど、保護者の方からしたら、見てくださいよとなるに決まっていると思うんですけど、その辺の今現実はどうなもんですかね。生徒たちは見てほしいですわね、もちろん。でも先生が要らん言うたら、あの先生、みたいな空気感も出てしもうたらまずいと思うんです。だからぱきっと分けたほうがええなという西川委員の最初の意見は、僕はああそうかなと思って聞いたんですけど、一番ベストなんはずっと今までどおりにやることですよ。これ長きにわたったら、先生が体しんどいから辞めますわだったら、また話は変わってきよるわけじゃないですか。その辺の現状ってどんな感じなんですかね。めちゃくちゃ気になってんねけど、僕、その辺。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

中学校の教員の方へもアンケートを取らせていただいています。その中で、クラブが新中で14クラブあるうち、7つのクラブぐらいは教員の方がそのままやってもいいよという感じ。半分以上は、できれば休日は活動したくないよというような感じになっています。白鳳中学はもうちょっと、教員の方がやってもいいよという数が多いかなというところがございます。あまり詳しくは言えないんですけど。

杉本委員長 まあまあ、また。

椿本教育長。

椿本教育長 今の課長の答弁の中で、教員がやっていいよ、やりたくないよではなくて、専門的にその競技をやっている教員が半数以上おる学校と、足らないところはありますよというところですよ。

教員も土日は基本的には業務と今後はしないということになっていますので、やってあげるよと、いや、やりたくないよでなくて、専門的にその競技を指導できる教員がどれだけおって、その教員がやる意思があるのかというふうなアンケートをさせていただいておりますので、そこ誤解のないように。

杉本委員長 分かってます。分かってます。今後の課題と思うんで、またどこかのタイミングで言いますけど。すんません。

ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほど教育長のお話を聞かしていただいて、この分野、中学校の部活動が今は地域展開

に変わったんですが、これが全国的に進んでいく。各市町村によって温度差というんか進み方が違うなというのが私の中にはございまして。

教育長がおっしゃったので、葛城市は子どもの数も多いし、チームは成立するというようなところで一定の理解、進み方としての理解をしているんですけども、これ長い目で見て、地域がやっていくという中で、今、私が聞こうとしてんのは、既にこういう方向性が決まった時点で、葛城市にはスポーツクラブ葛城というのができています。

長く長く見ると、やはりここも、このスポーツクラブ葛城も、これは各市町村に1つずつできたわけですけども、ここが関連してくる、関係してくるようになるであろう。それがいつになるのかというのは別としても、なるだろうというふうに思っているんですけども、1つ目、このこと、スポーツクラブ葛城、いわゆる各市町村にあるスポーツクラブとの、各市町村的にはここで受皿になってるねんというところが、そういう方向で進んでいるというところがあるのかないのかということと、もう一つ、これ各市町村に1つずつできていますから、葛城市の場合は當麻スポーツセンターの中に事務局があって活動されてますやんか。ここと市との関係、市とスポーツクラブの関係、補助金団体であるとか関係ですな。その辺を教えていただきたいと思うんですけども。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

まず、スポーツクラブ葛城さんにつきましては、検討委員会の中にも入っていただいています、どういう競技で受入れが可能かどうかというのは検討していただいているところでございます。

ただ、実施されている競技と部活動の競技がなかなか合ってこない部分もあるので、今のところはまだマッチングというか、そういうのはできていないところでございます。

杉本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

スポーツクラブ葛城と市の関係というところで2問目ございました。

今、地域スポーツクラブ葛城さんのほうの活動といたしましては、幼稚園のほうに体育のいろんな教室を実施していただいたりとかというのが今年度あったりとか。地域の方々に対しましても、いろんな運動指導などもしていただいているような状況もたくさんございます。

2年、3年前から比べますと、活動状況におきましては、すごく活発に広くPRもしていただいている状況がございまして。

市といたしましては、今後、法人化に向けてという動きもいろいろなされているようなお話もございまして、1つの自立した団体として動いていただくために、引き続き補助も出させていただいているような状況もございます。基本的に連携をしていろんなことをしていくというところは変わらないですけども、今の関係性といたしましては、連携しながらもやっていくところもありますし、スポーツクラブ葛城として1つの団体として自立して、いろいろ小さいところからやっていただいているという状況もありますので。現実こそ

ういった状況でございます。

(発言する者あり)

杉本委員長 言ってください。いいです、1カウントでいいですので、詳しく。

藤井本委員。

藤井本委員 私が言い足らなかったのか漏れたのか、頭の中で言おうとしていたんだけど、今この中学校のクラブを地域で展開していこうという中で、スポーツクラブは各市町村につくらなあかんということで、できているわけですから、ここで進んでいるところがあるのかというのも先ほどお尋ねしたつもりやったんだけど、抜けていたらごめんなさい。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本です。

大変申し訳ございません。そこまではちょっと、うちのほうも確認ができておりません。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私は思うんですけど、このスポーツクラブ葛城さん、確かに勝眞部長おっしゃったように、最近目立っていろんな行事をされるようになりました。

今月も障がい者スポーツをされて、私も申込みをさせていただいています。いろいろと分野を広げてこられているなというところで。方針として受皿となる候補の1つであろうかというふうに私は思っています。いや、違うねんということであれば、その方向性というのをまた決めていただいて。

今のところは椿本教育長言わはった形で、生徒さん、保護者さんの意向も酌みながら、アンケートを酌みながら進むということも分かっております。しかし、長らくいくと、そういうところも育てていくというんですか、育成していくというんですか、大きくなってもらわなあかんというところ辺もございますので、そういうことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 今、いろいろとお話をお聞きしていて、土日は学校のほうで部活動のほうも先生に仮にさせていただくと。土日、先生にもよるんやろうけども、引率とかそこらしても構へんよという場合、こういう場合、先生の働き方改革というのかな、労基法に抵触するような部分というのはないんでしょうかね。これは現状どうなんでしょう。

杉本委員長 働き過ぎということですか。

松林委員、1個目でいいですよ。ちょっと分かりにくいので、もうちょっと細かく。

松林委員。

松林委員 例えば、抵触しない。僕もよう分からんのですが、時間的に交代、複数人でやるとか、時間的に区切るとか、そういうふうな形を取れば抵触しないのかな、どうかなと思ったりもするんですけども、そこら辺どうなんでしょう。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 労基法のところまでは詳しくお話はできないんですけども、今現状、教員の超過勤務

手当というのは、給特法で教員は調整手当というところでもらっているということで時間外勤務は発生していませんが、この部活動の指導に関しては特業手当ということで、手当のほうは支給されるようになっております。

また、大会引率でありましたりとか、土日のいわゆる出張扱いの公務については代休措置を取るということで、休みを与えるということで、今、仕組みとしてはされているところでございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 手当が出るよと。もし土日出た場合でも代休を与えて対応しておられるということなんですか。そういうふうに理解してよろしいんですかね。

杉本委員長 そうですね。そうですとしか言えないと思うんですけど。よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 2点確認させてください。

1つは西川委員の関連になるんですけども、葛城市地域クラブ活動指導者人材バンクについてです。これどういうもんかといろいろ調べるんですけども、市のほうには葛城市地域クラブ指導候補者募集要項しか見当たらないんです。多分このことかなと思うんですけども、人材バンクの登録がさっき言った15名なのかどうかというのがまず確認と。

それと、この募集の形態、要項なんですけども、これを見ていると、職務内容というのが全部で9項目あるんですけども、ちょっと言いますね、実技指導、安全及び障がい予防の知識及び技能の指導、学校外での活動（大会、練習試合等）の引率、用具及び施設の点検及び管理、地域クラブの管理運営（会計管理等を含む）、保護者等への連絡、年間及び月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故発生時の現場対応。普通のクラブの一般的というか、普通やったら運動系やったら監督がいて、コーチがいて、マネージャーがいて、この業務全てをやってくれという募集の条件になっているんです。

更に追加の要件として、公務員でない者、学校教育法のいずれにも該当しない者、部活動の実技に関して、実技または指導の経験を有し、安全な指導ができる者。非常に厳しいんですよね。こんだけの全ての条件クリアできる方、そうそう見つけれへんと思うんですよ。

2年前にこの厚生文教常任委員会で行った先進地の長崎県長与町は、大学生に指導者の門戸を広げていらっしゃって、広く募集して、そこをカバーしていらっしゃった。そういう形でこの全要件を求めるんじゃなくて、例えば指導的な部分の技術的なところだけとか、あるいは対外的な保護者も含めた対応の部分とか、そういう細分化した募集の仕方をなぜしないのか。これが大きく1つですね、今のところが、この人材募集に関して。

それと大きく2つ目のところというのが、基本方針のところの2番目、葛城市における中学校部活動の地域展開のところ、もろもろ書いてあるんですけど、ここに施設についてと、備品についてというところの項目がないんですよ。施設、例えば武道場であったりとかプールであったりとか、それを使うクラブ。備品については、これまで課題とされていた吹奏楽。この辺の扱いの規定が全然見当たらないんですけども、そこはどういう話合いになっているのか、ここお聞きしたいと思います。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

まず、1点目の人材バンクの候補者の件なんですけれども、委員おっしゃっていただいたとおり、今募集しているやつが15名ございます。

細分化の話がございましたけれども、その辺りはまた、ほかのところの他市の状況も検討させていただいた中でまた考えさせていただきたいと思います。

2点目の備品についてなんですけれども、確かに吹奏楽とか、それをほかのところに持っていくということが基本できないと思いますので、そこは学校での活動になるのかなというふうに私どもも考えております。

ですので、活動場所について、地域クラブになりますと学校外になると思うんですけれども、学校内の施設、設備を使った活動も、クラブによってはあり得るのかなと考えています。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 まだこれから、まず人材バンクのほう、検討するということですけども、条件がこれだけを満たす方ってそうそう見つからへんと思うんですよ。ここは早いに、細分化するのであれば、その条件も煮詰めた上で募集をかけて。人材バンクですから、登録してもらうのがまず大事だと思いますので、そこを目指さないと、地域展開にいきなりいって、いや、指導者足りないんですとなってしまいがちだと思うので、そこは早めに話し合ってください。

それから、地域移行にした場合の学校施設、備品を使うような、活用するようなクラブの話ですけども、そこもやっぱり煮詰めていかないと、地域移行といっても、実際のところ学校施設を使うというのでしかできないクラブもあるわけですから、そこをどういうふうな、そのときの使用条件とか。外部の指導者が入ってこられるんだと思うんですけども、そこを書いておかないと、今全く話できていない状況なんで、そこは早めに、これも踏まえてお願いしておきますね。お願いしかできないけど。

杉本委員長 今の奥本委員さんの質問で、この最強に高いハードルを乗り越えた15名ってどんな方なんでしょうか。かなり条件厳しいと僕も思うんですけど、この15名の方はどんな方なんかなと。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

その15名の方なんですけれども、元教員の先生とか塾の講師、一般の会社員の方もございます。あと、その中で半数ぐらいの方は指導者資格を有しておられたり、あと半数以上は教員免許を持っておられる。そういうような方になっています。

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、この程度にとどめたいと思います。

次に、(2) 就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件については、内容としては3点ございますが、まずは1点目の……。

(発言する者あり)

杉本委員長 ごめんなさい、僕ちょっと飛ばしていました。

部活動の地域移行に関する事項については以上といたしますが、ここでは調査事項からは外れていますけれども、先月、市内の給食製造事業者におきまして発生した事故と、その報道に関して危惧されている委員の皆さん、市民の皆様がおられると思いますので、理事者より説明いただきます。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本です。よろしくお願いいたします。

それでは、給食のほうで、市の委託調理業者の事故につきましてご報告申し上げます。

令和7年2月20日に発生いたしました、本市委託米飯業者の職員が負傷した事故でございますけれども、事故は委託の米飯業者の工場内で、炊飯業務終了後に米飯を攪拌する機械の清掃作業中に腕が巻き込まれたものです。

消防、警察、労働基準監督署が出動いたしまして、消防による負傷者の緊急搬送、警察と労働基準監督署による現場検証と事情聴取が行われております。

また、事故当日には、製造メーカーにより部品交換等の修理、洗浄及び点検をされまして、翌日にも機械類の洗浄と消毒、点検を実施されております。

当日夕方には教育長、教育部長と給食センターの職員3名が工場へ行きまして、現場の確認と責任者からの聞き取り説明を受けて、その結果を理事者、市議会の議長、厚生文教常任委員会の正副委員長への報告もいたしております。

その翌日には、奈良県の学校給食会と中和保健所による調査が行われ、衛生面に問題はないとの判断が示されております。また、労働基準監督署にも営業停止処分はないということを確認をさせていただきました。

これを受けまして、米飯の提供を受けている、本市を含めて4市町と調整協議をさせていただいて、翌週の2月25日、火曜日から米飯の再開をしております。

また、保護者対応につきましては、教育委員会また学校へ、給食の提供はどうなるのかという問合せが数件ございましたので、事故翌日の21日に葛城市学校給食センターの事故ではないこと、2つ目として、奈良県の学校給食会と中和保健所による調査が行われ、衛生面に問題はないこと、3つ目として、給食の提供に影響はないことなどをテトルによりまして配信を行っております。

配信後に保護者等からの苦情等もなく、また、学校におきましても混乱がなく、現在、給食の提供ができております。

以上、報告とさせていただきます。

杉本委員長 ただいま説明いただいたこの件で、何か確認事項等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 テレビ放送もされて、皆さん多くの市民の方もご存じだと思います。

今、説明ございましたように、苦情等もなかった、混乱もなく、25日に再開をされたということですけども、こういう給食の事故とかになると、やっぱり1日、2日は休まれたであらうかと思うんですけど、1日か2日か3日なのちょっと私は分からないけど。この休まれた間の子どもたちへの給食提供はどのようにされたのでしょうか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食の提供でございますけれども、翌日の21日はパン食でしたので、米飯じゃなかったのも、特に影響は出ておりません。

ここから休日となりましたので、次の平日が25日という形で、1日だけが給食の提供がありましたけど、パンということで影響はなかったということです。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 勘違いしてたらごめんなさいね。パンやから。米飯の機械が止まったと。パンは別個の業者ということか。パンは営業をそのままされていたということ。パンは別個の業者さんから入れているので、休まれたときはパンの日やったので、影響なかったということ。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本です。

パンにつきましては、同じ業者さんで作ってもらっているものもございますが、既に出来上がっていましたので、提供自体には影響がなかったというところでございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、この件もこの程度にとどめたいと思います。

次に、(2) 就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、先ほども申し上げましたけども、3点ございます。

まずは1点目、幼稚園での預かり保育に関して、理事者より報告がございます。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは預かり保育につきましてご報告をいたします。

預かり保育につきましては、幼稚園の在園児で保護者が就労している場合等に利用ができるもので、現在は幼稚園の教育時間終了後の午後2時から午後4時30分までの間で保護者さんが希望する時間となっております。また、長期休業中は午前8時30分から午後4時までの間で、同じく保護者が希望する時間となっております。

今回、保護者からの時間延長のニーズ等も考慮し、また、今の体制で対応が可能な時間として、現場にも確認させていただいた上で、令和7年度から実施時間をそれぞれ30分延長し、午後5時までに変更を予定しておりますので、ご報告をさせていただきます。

杉本委員長 ただいまご説明いただきました件、何かご質問等はございませんか。

川村委員。

川村委員 今の答弁、ごめんなさい、聞き漏らしたかも。通常、平日が2時から4時半を、5時までとする。それから、休日というか長期の休暇のときは8時半から5時までという、全部5時までと。分かりました。

ここの部分が幼稚園型の一時預かりが私もずっと一般質問でお願いをしていたところで、実現していった、ここが運用されていることについて、今それぞれに、今までにない、2時

までの保育やったんが延長されたということの、門が非常に幅広くなったということに対して、利用者ですね、これは年々増加傾向にあるのか。それともどのような現状になっているのか、そこだけ教えていただけますでしょうか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本でございます。

利用状況なんですけれども、今まではちょっと増えてきている現状がございましたけれども、最近ではちょっと横ばいというような感じになっております。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 横ばいという原因が、保育所、認定こども園、ここの施設が拡充されてきて、その影響というふうな形になっているのか、お答えいただけますか。

(発言する者あり)

杉本委員長 川村委員。

川村委員 要するに、保育所と横の連携ってどうなんか分かんないんですけどね。増加していた状況は、過去に保育施設なんかが非常にタイトな状況やった。今、非常に緩和されてきている中で、それが減少というか横ばいになっていると。そこら辺りを聞きたいんですけど、分かりませんか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本でございます。

今まではそういう要望も、共働きの方も増えてきた中で、そういう要望で増えてきたところもあると思うんですけど、幼稚園に行かれる人数の方も増えている状況も。ちょっとごめんなさい。ちょっと考えます。すいません。

杉本委員長 ちょっと考えるという。時間がないんで、どうしようかな。後ででも。

川村委員。

川村委員 じゃ、後で。なぜこんなことを言うかというね、やっぱり就学前は幼稚園を選ぶか保育所を選ぶかと。就学前の、要するに私は一律した、就学前の保育と教育という部分は非常に一体化しているというふうに思っているんです。だから同じように保育所指針、それから教育のほうで幼稚園でしたら指導要領等で、そこはそんなに変わりはないような状況と思って、保護者は預けていくということやと思うんです。

私は以前にも一般質問したように、その保育所指針とそういった指導要領というものがほぼほぼよく似たものである。違うと言われると思うんですよ、教育関係にいらっしゃる方はね。そやけども、保育は今そんな感覚で私たちは思っているんです。ですから、その辺りから見て、保護者から見たら、どこに預ける、これは選べると思うんですけどね。その中で、要するに要領ですね、そこに保育または幼稚園の一時預かりをしてもらうというには、そういった就労等もあって、できるようになったわけですから、そのところは全く無関係ではないと思うので、今この質問をしているんです。

要するに、関係機関との連携とか、その辺の情報というのは密にしておいてもらわなあかんの違うかなと思います。そういった意味で、今お聞きしているわけで、また調べて、後で

お答えいただきたいと思います。

杉本委員長 じゃ、後で。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 これちょっと川村委員ともかぶるんですけど、今の一時預かりの話やと思うんですけど、一時的に就労が困難なときに、そこで受け入れるという。

(発言する者あり)

西川委員 違うんですか。

杉本委員長 違う。それは保育のほう。

西川委員 保育の話。

杉本委員長 これは幼稚園。

西川委員 幼稚園ね。ほんでね、僕がずっとお願いというか一般質問でも話をしている幼稚園型の認定こども園というところのを、今、幼児教育が、教育長にも一回答弁いただいているんですけど、学校と幼稚園との連携が必要やというところ、これ僕大事やと思うんですよ。

今の各幼稚園で幼稚園型で認定こども園化ということをしてできないものなのかなと。答弁、一般質問でもやってくれたはるんですけどね。これ結構、今の言うたら時間も延びるし、休みの間もね。それは給食とかの問題もあるんですけど、給食とか弁当にすんのかとかいろいろあるんですけど、その辺ってどうなんかなと。幼児教育というところも大事にしつつ、親御さんのニーズに応えていけるようなことって、それしかないのと違うかなと思うんですけど。

これは教育長、もう一回、どんなお考えか。一回、一般質問でも言うていただいてるんですけどね。

(「言うてましたか」の声あり)

西川委員 言うてないかな。違うんか。部長に答えてもうたんかな。

(「いえいえ」の声あり)

西川委員 ちゃうか。何せ。あ、市長やった。そうでしょう。市長に答えてもうたんかな。僕の一般質問、みんな忘れてますよね。

杉本委員長 本人もあやふややんか。どっちやったっけって。

西川委員 何せ誰かに答えてもうたんやけど。これは絶対、一般質問でしてるんです。

杉本委員長 してます。してるのは知ってるけど。

西川委員 誰に答えてもうたか、ちょっと忘れてましたけども。

杉本委員長 市長じゃないかな。

西川委員 何せ、ほんたらその辺って一回聞きたいんです。僕は多分、答えてもらってるのはまた違う部長、前の部長さんやったと思いますねんやんか。その辺のことを一回、市長もどう思うたはるか、教育長もどういうふうにかえたはんのかというのを一回聞きたいんやと思うけど。いいですか。

杉本委員長 ちょっと壮大な質問ですけど。

椿本教育長。

椿本教育長 なかなかちょっと、急に今言われましたので、答弁難しいなと思っています。というのは、教育部局なり教育委員会として私の答えとなると、幼稚園から認定こども園化ということにつきましては市長部局のほうの所管になっていくということで、今ここで私が答えられる範囲というのは非常に少ないかなというふうに思っていますが、委員おっしゃるように、保護者のニーズというのはしっかり考えていかないといけないというふうに思っています。

今、幼稚園の、子どもの数も微減の状況にはあると思っていますし、何より保護者の就労の状況というのは昔とは大きく変わっているというところで、現状、今お示しさせていただいた幼稚園の預かり保育の延長については、あくまでも職員の勤務時間の範囲の中でできるところまでさせていただこうということで、5時までということで延長させていただこうと思っています。

ただし、それ以上、例えば6時までできないのかとか、逆に朝8時からできないのかということになってきますと、幼稚園では対応できないというふうに思っていますので、そういったところのニーズ、また保護者の要望等が多くなってきたときには、こども園化ということで、幼稚園型のこども園にするという方向性も1つあるのかなというふうに思っているところですけども、現状は今お示しさせていただいたのは、あくまでも預かり保育の延長というところでご了承いただけたらというふうに思っております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 思い出しましたわ、市長ですね、答えていただいたん、たしか。

各保育園の民間の保育園とのバランスもあるしということも答えていただきましたし、でもニーズというのはだんだん高まってくんのちゃうかなと思っているんです。ただ、保育士の確保の問題、就労時間の問題、給食、配食ですよ、給食ですよ、その辺の課題というのもあると思うんですけど、延長保育のほうは今やっただいておるんですけど。

僕、幼児教育も教育として学校との連携というのは、これ幼稚園すばらしいなと思うんです。そういうのも残しつつやっていくには、幼稚園型のこども園というのも考えていかんなんのかなというところも。幼稚園を残していこうとするんやったらね、考えていかんなんのかなというふうに僕は思っておるところでございます。ここで就学前やから言えんのかなと思うたから、ちょっとお話しさせてもらったんですけど、市長、それどう考えたはりますかね。もう一回聞きたい。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 徐々にですけども、幼稚園と保育所の隔たりというのはなくなってくるんやろうと私は考えています。ただ、その中では多分、越えていかないといけないハードルというのが幾つもあるんやろうと思います。

それと、今現在、私立で2つ、認定こども園。疋田か、東室になんのかな。あちらのほうも実は今、認定こども園に変わっているんですけども、形態としてはありなのかなという思いがありますけども、さっき申し上げましたように、過去の歴史もございますので。今まで

の葛城市の幼児教育に多大な貢献をいただいております民間事業者さん等のお話も大きなハードルの1つなのかな。それと、おっしゃっていただいた給食の問題もそうですし。ですから、その辺の整理をしていくのが必要なのかなと思っています。

それともう一つは、社会状況がどう変わっていくのかということのも大きなところやと思います。随時そのときの分析をしながら、何が葛城市の子どもたちにとっていいのかというものを選択していく必要があるのかなと考えておるところです。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。ぜひとも本当にそういうところも考えてね。葛城市も子どもも増えてきてるし、親御さんの働き方もだいぶ変わってきてるんで、選択肢が多いほうがええんかなというところもあります。幼児教育もしっかりと。

僕、教育長の思い、好きなんです、そういうところね。言うたはった、小学校が幼児教育というところをきっちり大切にするという理念というのはすてきやなと思っているんです。だから幼稚園をしっかりと残すためにも、そういうふうな考え方をつくっていったほうが、市長もおっしゃってもらったし、葛城市としてもつくっていったほうがいいんかなというふうに思うところでありますので。ありがとうございました。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なければ、ちょっとだけ聞きたいんですけども、これ4時半から5時、これは延ばしてもらうのはありがたいことなんですけども、先ほどもいろいろ現場の声もお聞きしてという話なんですけども、これ規約か要綱かどこかで時間延長、変えるんやけど、上からぱんと変えるわけじゃなくて、ちゃんと現場の声を聞かれて、5時までやったら見れますよと、全部の園でちゃんと確認というか。その辺もう一回。上からぱんと決めているわけじゃなくて、ちゃんと現場の声を聞いていますというのを、もう一回教えてほしいです。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

今のご質問ですけれども、今の体制で延長した場合、回るのかということは、全部の園に確認を取っております。

杉本委員長 ありがとうございます。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、この程度にいたしまして、暫時休憩いたします。

再開は午後1時でお願いいたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

就学前児童の保育と教育に関する事項についての2点目、令和7年4月の保育所入所申込

み状況について、理事者より報告がございます。

西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和7年度の保育所の申込み状況、保育所等ですね、こども園も含みます申込み状況及び待機児童についてご報告させていただきたいと思います。

令和7年3月3日時点で、令和7年度保育所等の申込み状況は、継続、新規、市外への委託、待機児童を含めて1,190名となり、待機児童は、うち通常待機児童が1名、特定待機児童が28名となる見込みでございます。

通常待機児童の1名は、民間保育所への入園を希望する医療的ケアを必要とする1名となっております。看護師等の確保が整わないことから通常待機となっております。

また、特定待機28名の年齢層でございますが、0歳児が4名、1歳児が11名、2歳児が6名、3歳児が5名、4歳児が1名、5歳児が1名の28名で、うち3、4、5歳で7名全員が1号認定で幼稚園に通いながら保育所の空きが出るのを待つというような状況になってございます。

昨年度と比較する上で、昨年度は當麻せいか子ども園が5月に開園しましたが、こちらが4月に開園したと仮定いたしますと、申込み者数は対前年度で45名増えました。通常待機児童が7名減って、特定待機児童が14名増えるような状況となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明いただいた件で、何か質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 今、待機児童の人数を言うていただいたんですけども、医療的ケア児さんについては環境が整い次第ということは理解いたしました。

0、1、2が全部で21名ぐらいいらっしゃる。これ特定の待機ということで、どこか行きたいところというのが決まっていいらっしゃるということなんですけど、就労とかそういったもので調整していただいているような状況で、切実なせっぱ詰まった状況ではないのか、そこですよね。もしそういう非常に就労に影響があって、どうしても行きたいところは近くでないと、交通の便とかで非常に困難な状態なのかどうかというヒアリングをしていただいていると思うんですけど、今非常に、こども園とかもできましたし、以前よりもキャパも増えている中で、そういった市としての指導というか、一応配慮をしながら、その方たちにいろんな情報、選択肢を広げてもらうような、そういうことについてはどのような対策を講じていただいているか、聞かせていただきたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 こども未来課、西川でございます。

昨年の12月に一度ご報告させていただいたときには、調整させていただく予定の子どもさん、児童の数が40名おられた状況でした。

現在ご報告させていただいている時点で合わせて29名ですので、約10名少しの方が、我々が希望をもう一度聞き直したりとかいう状況の中で、どこか行ける保育所がないということ

をご提案させていただいた上でお答えいただいた方がそれぐらいいらっしゃいましたので、せっぱ詰まるといいますか、どうしても4月から入りたいという方に関しては、ある程度希望の保育所を融通されたという状況かなというふうに思います。

この後の対応の仕方等に関しましてはいろいろ考えてまいりたいと思っているんですけども、通常待機のどういう方がどういう内容で。失礼しました、特定待機ですね。特定待機の方が28名。どういう内容かということではございますが、兄弟が通っているのも、その保育所に下の子も入れてあげたいわというご家庭もあれば、兄弟の同時入所を申し込まれる方もおられます。上は入れるけども下が入れない場合は入所を待ちますという方もおられるのと、やはり家から近いところに行きたいという方、これが2つ合わせますと、28件中、二十数名おられますので、ほとんどがそのような理由になっておる状況でございます。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そういう希望は当然あると思います。全体に保育所運営につきましても、市内民間、それから公立というところでいろいろとそのパイを広げていただいた中で、以前からよく弾力運用。弾力運用を最大限していても、その二十数名は入れないという、近くで希望されたところの近くの保育所が弾力運用ができないような状況なのか。もう一度、それで確認させてください。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今お問い合わせの弾力運用に関しましては、それぞれの保育所、民間の保育所ともに弾力運用させていただいております。その上で、今のところ特定待機になっているという状況でございます。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに。

西川委員。

西川委員 今度また華表さんのほうでちょっと増やされると思うんですけど。今建設中やと思うんですけど、特定待機28名の中で、来年度はそのできることによって、これが市としてはどれくらい減るのかなというところの見込みというのでも教えてもらいたいなど。

杉本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のお問い合わせの華表保育園増床の件でございますが、今、華表保育園の定員が200名の設定になっておりますが、今現在、華表保育園では二百五、六十名の方が弾力運用でおられたと思います。

そもそも華表さんが増床されたときの状況でございますけども、弾力運用をするというよりは、今、子どもたちがぎゅうぎゅうのような状況でなくなるように、ゆったりというような形で270名の定員に増やして増床というようなことを聞いておりますので、270名にして、更に弾力運用というような状況を今聞いておるわけではございませんが、ただ、子どもさんがこれから増えるという状況であれば、もちろん弾力運用は可能にはなってきますので、

その辺りは園の保育士の方の確保状況に応じて、方針は考えていかれるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今既に弾力運用されているから、もうちょっと子どもたちの環境を整えるようにという意味でやられたということですね。だからこの特定というところにも、今のところは見込んでいないということです。分かりました。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なければ、委員長を代わってもうていいですか。

(正副委員長交代)

坂本副委員長 委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

杉本委員長。

杉本委員長 ありがとうございます。だいたい僕が最初に質問させてもうてから、待機児童の内容とかって、かなり細かく分かり出してきて、対応の方向というのも見え出してきているのかなと思って、すごい感謝しております。

待機児童、なかなか大きいこと言うてたんですけど、今は納得して待機児童をされているというイメージに変わりつつあるんで、これは本当に感謝しているんですけども、これは要望というか質問というか、ちょっと難しいところなんですけど、入所の申込み、今、時期を同時にしてもうて、第8希望まで書けるようになってるんです、というか、していただいたんですね、こういうふうにして。それで皆さんの声を統計してやっていただいていると思ってたんやけど、民間の方は、民間の方にこの書類が行くわけじゃないですか。それを一旦はここで受け付けたほうがいいと思うんですよ、今後のためにも。

それ、民間の方を疑っているわけでも何でもないですよ。ただ、やっぱりこちらで。何でもかというたら、そこでうんと思うことは、僕に問合せあるんです。そこから先はここに聞いても、いや、あちらなんですよとなったときに、ちょっと話ややこしいんでね。そこから先で民間の方とお話ししていただくというのはありやと思うんですけど、一旦はやっぱり市で受け付けるというふうな形にだけへんのかなと思うんですけども、その辺聞きたいのが。これも結構納得して待機になってもらっているというのもつながると思うんですね。その辺の確認が1つと。

今の西川委員のお話で、華表さん大きなじゃないですか。270人規模の保育所になります。もし仮に弾力運用、もう一回やりますとなったときに、何人まで受けれるんですかね。仮にですけど。

坂本副委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1つ目の入所の申込みの件でございます。おっしゃっていただいているとおり、今、

公立保育所はこども未来課で受け付け、民間保育所をご希望される方は民間保育所に出されておられるような状況になっております。

受付の中身なんですけども、令和7年度の先ほど申し上げました総数のうち、公立保育所の申込みが1,190あるうちの約408件、民間保育所へ出されているのが723件ございます。今大体12月ぐらいをめどに内定の通知を送らせていただいているんですけども、その内定の通知を送らせていただける12月というのが、今これぐらいの人数を何とかさばけるような中でスケジュールを組ませてもらっておりますので、民間保育所を市で受け付けるということになれば、今度内定の時期というのが少しまた考え直さなきゃいけないことになるかと思います。

ただ、これまで以前に民間保育所で受けていただいていた経緯等もございますので、そのようなこと、民間保育所にももちろん意見を聞きながら、どのような方法がいいのか考えてまいりたいというふうに思います。

それから、華表さんの弾力運用の件ですけども、ざっくりとはなるんですけども、大体20%程度可能。実際には子ども1人当たり何平米を確保しなさいねという基準があるので、その基準を保育所が満たしていれば、20%、30%という決まったものが定められているわけではないんですけども、どれぐらいの程度感というふうに考えていただけるならば、それぐらいかなというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

坂本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 申込書に関しては、全部見たら大変やと思うんですけども、例えば大体クレームというか文句というのは、何で入れなかったんという話なんですね。そこの理由づけをちゃんと見ていただいているのかという声が僕、今回、何回か聞いたんですよ。それは見ていただいていると思うんですけども、そこはすぐに答えられるような管理体制というのはしっかり持っていったら、傾向と対策も取れると思うんですね。1年待ったら入りやすいとかいう謎のルール、あるっちゃあるんです。それはそれで28人の方を優先してやられると思うんですね、来年。そういうのも、ほかの方は分かっていないんですね、そういうことを。何であそこ優先されたんとかいうて。それも民間の方が決めたからじゃなくて、こういうことになっていますというのをしっかり答えられるように、来年、今年か、はやっていただいて。ちょっと大変なかも、それは分かるんですけど、できるだけ情報というのを共有していただいて、明確に答えられるようにしていただいたら。ちょっと前もいろいろあって、何でなんだろうねみたいなんあったんで、それはないようにしていただきたい。

華表さんに関しては分かりました。できるだけないようにしていただきたいんですけど、せっかくあんなに広げてもらうのでね、できるだけ子どもは受け入れていただきたいなと思っていますので、また見させていただきます。

以上です。

坂本副委員長 それでは、ここで杉本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

杉本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、この件に関しては以上とさせていただきます。

3点目として、このたび第3期子ども・子育て支援事業計画が策定されましたので、その概要について、理事者より説明願います。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 皆さん、こんにちは。お昼からもよろしくお願いいたします。こども未来創造部の葛本でございます。

調査案件の就学前児童の保育と教育に関する事項についての3件目になります。葛城市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画策定についてご報告させていただきます。

令和2年度に策定いたしました第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末をもって終了することから、第2期での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関する地域の実情やニーズ調査を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした葛城市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

本報告では、担当課長より概要の報告をさせていただきます。個別具体的な内容につきましては、担当課へご照会いただきますようお願い申し上げます。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 こんにちは。子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

それでは、子育て支援課より、葛城市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画についてご説明させていただきます。

資料につきましては、ご説明の中でご覧いただきたいと思いますと思いますが、今回は概略の説明になるかと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど部長が申しましたように、今回ご報告いたします、子ども・子育て支援事業計画は第3期でございます。第2期計画を令和2年度に策定いたしました以後、令和5年にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足しました。同じく令和5年にこども大綱が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すこととされました。

本市でもこれら社会情勢や国の動向を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。前計画と異なる点といたしましては、前計画が子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画であったのに対し、本計画はそれを引き継ぎつつ、こども基本法に基づく、こども計画の要素も含んだ計画として策定している点でございます。

葛城市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、今必要とされているニーズの確保と今後取り組むべき支援施策の方向性や目標の設定を示しています。

策定に当たりましては、地域の実情やニーズを把握し、反映するため、葛城市に住民登録のある就学前児童の保護者、小学生児童の保護者へのニーズ調査及び小学生、中学生、高校生世代を対象にアンケート調査を実施しています。また、令和7年1月24日から2月12日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を聴取しています。

なお、本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年としていますが、毎年度の施策実績を把握し、評価結果に基づいて、必要な施策の見直しや改善を実施することといたします。

ただいまは概要版をご覧いただいておりますが、この事業計画の冊子はただいま制作中でございます。完成いたしましたら、市のホームページに掲載し、3月中には皆様にご覧いただけるようにいたします。今後とも、よりよい子育て環境を築くための努力を続けてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

杉本委員長 ただいま説明いただいた件で、何かご質問等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 あんまり細かいことは言いたくないんですけど、見方として意図的にやったかと思うんですけど、子どもという字の子どもの子は漢字を使うてるところと平仮名のこどもとやってるところがあるじゃないですか。これは何か意味が。そこへ目が行くというのも、あまり目が行かないかわからないけど、こどもという平仮名でこどもとやってるのと、漢字の子を使って子どもとされている、この概要版ですね。ちょっと私、目が行ったんやけど、これは何の意図が。逆に何の意図があんのかなというところでされたんやろうと思いますから。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 ただいまの藤井本委員からのご質問ですが、こどもの表記が平仮名になっているところのことなんですが、国のこども家庭庁のこが平仮名表記になっているんですけども、こちらのほうにつきましては、令和4年9月15日付、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室から発出のこども表記の推奨についての通知が出ております。こちらのほうでは、こども表記の判断基準についてということで、こども基本法において、こどもとは、心身の発達の過程にあるものと定義しています。同法の理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、この期間を一定の年齢で画することのないよう、こども表記としていることとされております。

また、その後、令和5年4月1日付のこども家庭庁長官発出の文書中におきましても、こども表記のQ&Aが出ております。こちらの中では、1番で、当事者であるこどもにとって分かりやすく示すという観点から平仮名のこどもの表記を用いていますと追加の説明があります。

葛城市におきましては、今後は国からの通知に従って、こちらのほうの事業を進めていく予定です。なお、法律とかの用語で子どもの子が漢字を使うにつきましては、そちらのほうの表記に基づくものでございますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 分からへん。どちらにしても分からへんねけども、分からない。こどもと言った場合、大きな意味でのこどもは平仮名で、小さい子は漢字を使うのかなとか、そういう勝手な思いというのが出てくんねけど、両方使っていると。国のほうが平仮名を使いなさいというふう聞こえる。それはそれでいいと思うんですけど、じゃ、何で漢字を使っているところが、こ

の中で葛城市として漢字を使ってんのという。ちょっとした疑問なんですけど、読む人によっていろんな読み方があると思うんですよ。ここはどうなのでしょう。あまり気にすることは要らないと言うならば、それでいいねんけども、今言ったはるように、平仮名を使いなさいとなってるねやったら、平仮名にしたら私はええと思うけどさ。その考え方、両方使うから、両方使って、意味的には分かるんですよ。あえて何で、こっちのほうでは平仮名やのにこっちは漢字やとなったあるわけやわね。そこを部長、教えてください。

杉本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。

今回策定させていただきました、こども計画と子ども・子育て支援事業計画につきましては、こども計画というのが。子ども・子育て支援事業計画とこども計画の違いといいますのが、基に見る国の規定が違うんですね。子ども・子育て支援計画というのは、子ども・子育て支援法というのがありまして、その表記が子どもが漢字、子が漢字なんです。こども計画というのは、こども基本法というのを基にしております、それはこどもがこどもなんです。なので、よっている法令が違うので、今回策定させていただくものにつきましては、漢字であつたり平仮名であつたりするということでございます。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 表題部、一番表紙、皆さん見てくれますか。表紙を見たら、葛城市こども計画のこどもは平仮名やね。第3期葛城市子ども・子育ては漢字なわけですよ。これ普通に見て、葛城市がつくってくるわけやから。

杉本委員長 ちゃうちゃう。

藤井本委員 ちゃうん。

杉本委員長 大本が違う。藤井本委員がおっしゃっているのは、大本が違うのは、違うところでも何で分けてんのと聞いてんのかなと思うたら、ちゃうんすね。

藤井本委員 これって、だから。

杉本委員長 ここはしやあないと思いますが。

藤井本委員 しょうがない話。これ、葛城市こども計画というのは、国がつくっているのが平仮名やと。子ども・子育て支援事業計画の子どもは漢字やから、それに合わせてる。そうじゃないの。そういうことなんですよ。上に合わせて、葛城市もそうした。ちょっとどうかなという投げかけで終わるときですわね。

杉本委員長 もっと大本の話をすればね、つくってるところが違うから、それがスライドして入ってきたら、それは意味分かります。けど、つくってるところが違うけど、言うてることは一緒の言葉やのに、何で漢字と平仮名を使ってるというのは、ここで答えられへんから、また調べといてください。ここは僕、意味分からないですよ。

葛本部長、どうぞ。

葛本こども未来創造部長 質問の確認なんですけど、つまり平仮名のこどもと漢字の子どもの意味するところがどう違うのかということですよ。例えば対象年齢が違うとかということですよ。

よね。

(発言する者あり)

葛本こども未来創造部長 その辺をお調べさせていただいて、また後日。すいません。

杉本委員長 何かありそうな気がするんでね、逆に。

ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 お聞きしたいんですけど、概要のところの1ページの4のところ、計画の対象ということで、本計画ではこども基本法の理念に基づき、こどもを特定の年齢にある者とするのではなく、心身の発達の過程にある者全てとしています。これは対象を特定の年齢に限定することで必要なサポートが一定の年齢で途切れてしまうことを防ぐものです。これ特定のサポートが必要な年齢という定義はないんやけども、区切らんと言うてんねけど、大体どのぐらいの年齢になるんですかね。ちょっと言い方おかしいかな。これは対象はどの程度の対象なんですかね、こどもという対象なんですけれども。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問ですが、どれぐらいの年齢かというふうなところなんですけども、こちらのほうに明記しているとおおり、心身の発達の過程にある者全てとしておりまして、乳児期、幼児期、それから少年期から青年期にかけての者全てを対象にしております。年齢で、成人年齢までで区切るという意味合いではございませんので、そのところはこちらのほうに記載されております。

よろしくお願いします。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 乳幼児から少年期、青年期のあたり。これ壮年は入らへんのですな。入らないということですか。大体青年期ぐらいまでの感覚でいいのですな。発達している段階ということですか。心身の発達過程にある者、青年期。壮年ではしていないんですかね。

杉本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 すいません。先ほどの答弁、もう一度補完させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、主に児童福祉の範囲にある18歳までが対象、こども計画につきましては年齢区分に関する明確な規定は設けられてはおりませんが、乳幼児期、学童期及び思春期から青年期を対象としております。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今、こどもの表記についてですけど、これ、こども家庭庁の管轄は、こどもというのを全部平仮名ですと。これまでにあった子ども・子育て支援法やね、これは従来どおりということで、今これがドッキングすることで、支援の幅が年齢も上がり、そして支援の在り方も

幅広くなったと、そう理解していいんですね。

杉本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。

子ども・子育て支援法というのは、視線として保護者を対象にニーズを調査したりというような内容になっています。こども計画というのがこども自体を対象にしたもので、こどもの声を聞き取って、反映させましょうというものになっております。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 要するに、今までどおりのことは親も子どももという部分は変わらないということで、これまでどおりの範囲やと。今言うてる平仮名のこども基本法やね、ここがこどもに特化しているということやね。そうやね。そういうことやね。

そこが前回と、言うたら解釈が2つあるということを含めて、いろいろこれから支援の在り方とかというのを。要するに、こどものことがより強化されて、親のこともあるけども、より強化されたということやね。こどもという18歳までということも、またそこにより強化された、こども家庭庁の中からそういう強化を図ったものができたという解釈ですよ。これを基本にやればいい。

葛本こども未来創造部長 はい。

川村委員 分かりました。今までは子ども・子育て基本法、これが中心やったのが、いろんな幅があったんですけど、今回、家庭庁というのがそこにできているから、そのすみ分けというか、そこがややこしいんですけど、今回は家庭庁から来る、こども。それこそ誰一人取り残していかないような、そういう解釈の下にやっていくと。分かりました。それをまず基本にしつかり覚えておかないと。それがこどもという平仮名やということやね。

杉本委員長 一応うんうんじゃなくて、そのとおりですよ。今おっしゃったとおりですよ。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 はい。

杉本委員長 ほかにございませんか。

これ僕、どっちかという中身のほうが気になるねけど、中身はいつできるんですか。概要版じゃなくて、中身のほうが気になるんやけど、細かい。

油谷課長。

油谷子育て支援課長 ただいまこちらのほうの事業計画のほうは最終段階でつくっております、3月中には公開できるように準備しております。よろしくお願いします。

杉本委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、就学前児童の保育と教育に関する事項については以上といたします。

次に、(3) 忍海小学校区学童保育所に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

忍海小学校学童保育所の整備事業についてご説明させていただきます。

忍海小学校学童保育所につきましては、以前より利用児童数の増加に伴う保育室の利用状況についてご心配いただいていたところでございます。

初めに、忍海小学校区学童保育所の現状をご説明いたします。利用状況といたしましては、令和6年4月時点で141人の登録があり、平日の平均利用人数は約80人、ピーク時にはおよそ100人の利用がございます。忍海学童保育所の定員は60人ですので、不足の分を忍海小学校の空き教室をお借りして運営している状況です。

忍海小学校区は、葛城市内でも子育て世帯の人口が増加している地域であり、小学校の人数は当面、微増もしくは横ばいで推移すると見込んでおります。

また、他の小学校区に比べ、学童保育の登録率が高うございまして、その理由といたしましては、転入する子育て世帯には共働き世帯が多いのではないかと、保護者が就労等の時間、子どもを預けられる祖父母等が近くにいないのではないかと考えております。

現在、保育室不足のためにお借りしております忍海小学校の空き教室につきましては、学校長より、学校の運営上、長期での貸出しは難しいと指摘されているところでございます。

また、現在使用しております建物は、平成21年から学童保育所の施設として使用しておりますが、老朽化が進み、今後、修繕費が増加する見込みでございます。

これらの状況を踏まえまして、新たに専用施設を建設することにより、子どもたちや保護者の皆様が安心して快適にご利用いただける学童保育所を目指したいと考えております。

つきましては、令和7年度予算に忍海小学校区学童保育所建築に係る設計委託料を計上しておりますので、予算に関わらない部分につきましてご説明させていただきます。

以上です。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いいたします。

子育て支援課より、忍海小学校区学童保育所の整備について説明いたします。

忍海学童保育所は、先ほど部長が申し上げましたとおり、令和7年度の申込みがおよそ140人あり、専用施設定員60人と小学校空き教室定員40人を臨時的にお借りして運営しております。ピーク時にはおよそ100人の利用があり、今後、利用者が横ばいで推移すると見込んでいます。

忍海小学校区学童保育所の利用状況を考慮し、葛城市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の基準に基づき、整備する予定です。

この条例では、40人を1支援としており、100人の利用を想定いたしますと、3支援120人規模の施設整備を行うことになります。

面積では、1人当たり1.65平方メートル、1支援で66平方メートル以上の保育室を3支援分確保し、整備する予定です。

建築場所につきましては、忍海小学校校門西側の小学校敷地内にある既存施設を解体し、既存施設の場所及び忍海小学校敷地内の駐車場の一部を含む場所を予定しております。

既存施設は、平成20年、忍海小学校の改築工事の現場事務所として使用していた建物を、平成21年から学童保育所として転用して利用している建物です。建築から15年が経過し、引き続き利用する場合は、老朽化が進み、修繕費が増加する見込みであること、また、送迎の動線や学校敷地内の限られたスペースの活用を検討した場合、既存施設の場所が適していることから、建築予定地としております。

ただいまのところ設計前の段階のため、規模や建設予定地は決めておりますが、詳細は設計業者と相談の上、決定するところです。

令和7年度当初予算に忍海小学校区学童保育所建築に係る設計委託料を計上し、令和8年度に補助金を利用しながら建築工事を行う予定です。

以上です。よろしくお願いします。

杉本委員長 ただいま説明いただいたこの件に関して、何かご質問等ございませんか。

ないですか。

今ある学童を潰してということは、潰したときはどうするんですか。僕は学童やっってもらうのはめちゃくちゃうれしいんです。あそこ僕、めちゃめちゃ狭いという人めちゃ多いからね、やっってもらうのはうれしいねけど、どこにどう建てんねんと疑問がずっとあるんですけども、その辺の位置取りですよ。ほんで、潰れている間はどさされるのか。こう考えていますというのはある程度あると思うんですよ。そこをお聞きしたいと思います。

油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問で、建設中に学童保育はどのようにするかというふうなところですが、忍海小学校にご協力、調整いただきまして、建設期間中につきましては、臨時で複数教室をお借りして、学童保育を運営していく予定にしております。よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 この方向に行くのに、これからの忍海小学校の生徒数がどういうふうな推移になるかというのも1つの指針かなと思うんですけども、今、生徒数何人で、年々どんな増加になっているか。学童は今現状言うていただきましたので、その辺り、教えていただけますか。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 こちらのほう、忍海小学校の児童数ですが、令和2年度には302人の児童数でしたが、令和6年度の在籍児童数は346人。これは学校基本調査による調査でありまして、増加傾向です。

忍海小学校の校区における住宅開発の状況は、令和2年から令和6年の平均で年間32件程度の開発があつて、当面はファミリー層の流入が継続すると予定しております。以上のことから、児童数の推移については、当面は現状維持から微増程度の推移と考えております。

学童の登録児童につきましては、令和5年度に比べて令和6年度については若干増えておりまして、令和6年度は130人を超える子どもさんが申込みされておりました。令和7年度の当初、4月時点の入所予定はおおよそ140人の申込みがありまして、その状態が続くと見込ん

で計画をしております。よろしくお願いします。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 すごいですね。生徒数に対して結構な割合で学童を利用されているということですね。

それともう一つ、いろいろと事情をお聞きしたいんですけども、今、空き教室を使っ
つしゃる。これ結局、生徒数が増えるから空き教室はできないという事情になるのか。空き
教室を長期に貸すことはできないと学校のほうから言われているということの、さっき答弁
していただきましたけども、今の現状が使用不可能になっていくということに対して、どう
いう状況なのかということの説明いただきたいと思います。

杉本委員長 葛本部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本です。

学校の空き教室なんですけど、小学校の児童の数の横ばいから微増の状態の中で、学校運営
のニーズが多様化しまして、普通教室以外の教室が幾つも必要になっているという状況がこ
ちらのほうからは想定しております。教室の数に余裕がなくて、空き教室そのものがあまり
ないのではないかという理由が考えられます。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 聞き漏らしてたらすいません。必要なもんはこうやって前へ進めていただくというのは
ありがたいんです。

今あるのは定員が60名で、足らん分は空き教室を借りているということでしょう。これも
難色と言うてええんか、学校のほうからのご意見もあるんで、こっちも老朽化しているから
今度建てていくということ。

さっき平米数のお話があったのか。今度の定数というのは、定員というんですか、これは
説明ありましたっけ。

(「120」の声あり)

藤井本委員 120で、これからは学校のほうを全く借りないという。ほんなら私聞いてなかったんや
ね。場所は今ある場所あるじゃないですか。それ大きくなるんですけども、西向いて大きく
なるという考え方で。位置ですね。

(「南向いて」の声あり)

藤井本委員 南向いて、学校向いて大きくなるという。

(「駐車場」の声あり)

藤井本委員 駐車場のほうに。はい、今ので結構です。すいません。

杉本委員長 ほかがございませんか。

西川委員。

西川委員 定員とかいろいろそういうのは聞いていただいて。それから、これ学校の敷地内じゃない
ですか。というのがね、またこれ恐らく、僕の質問が答えられるかどうか、課がちゃうかも
しれんですけど、要は開発とかかかってくる。学校の敷地なんで、その辺というのが公的整

備で来年度の設計をやられるとしたら、結構時間がむちゃくちゃかかるんですよね。その辺というのも頭に、全部調べていただいて発注をかけていただけるような状態になってるのかな。そこまでは考えてくれたはるんですかね。

杉本委員長 その前に今、どっち向きにというのを答えてもうて。どっち向き。藤井本さんかな、誰やったかな。南向きに広がりますという。ちょっと、それ多いんです、今日。はいはいとかやめていただきたい。そのとおりですやったらそのとおりで、南やったら南ですと言ってもらわないと。西川委員、ちょっとだけ待ってください。飛んだらあれなんで。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 建設の場所なんですけど、今ある場所、校門から入ってすぐ右手だけでは面積を広げる分で狭いので、南向いて、駐車場のほうを向いて、少し拡大する見込みで予定しております。

それから、建設の計画、建てるに当たって、建築の、開発でしたっけ、その辺なんですけど、今ある建物、今建物が建っている場所は小学校の敷地の中なんですけど、区画としてはちょっと切ってあるんですね。だから、そこで建てる分については、学校とは直接影響しないというふうに聞いています。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

奥本委員。

奥本委員 くどいようで、その建物ですね。今現状、平屋じゃないですか。平屋のまんま拡大するということなのか、2階建てにするんかだけ確認しておきたいんです。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 ただいまの問いなんですけども、今現状で計画しているのは、軽量鉄骨の2階建ての建築を予定しております。よろしくお願いします。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 切ってあるということやったんですけど、校門がまあ言うたら、今一緒のところから入ってくるような形になるのか。要は入口を分けやなあかんと思いますねやんか。それ答えてください、また。

それと、2階建てですから、これ建設、敷地的なことですかね、恐らくね。ほんだら、2階建てでもいいんですけど、僕言うてるように、忍海小学校も結構、比較的設計デザインされているもんなんですよ。きれいにされています。僕も一般質問で言うてますけど、その設計者のところには、プレハブみたいな形じゃなくて、人数を確保するだけじゃなくて、そこにいい環境もつくって、見た目もいいようなデザインをしてもらうようにちゃんと指導をお願いしてもらいたいなと思います。

杉本委員長 予算でも言うてください。

西川委員 そうですね。ほんだら校門のやつだけ。出入口がどうなるかだけ、答えてください。

杉本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの学校と学童保育所の入口のほうなんですけども、校門とは別に、学童保育所に入る入り口を設けております。

以上です。よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

広げてもらうのも結構なんですけども、しっかり、その中身のサービスのほうも。忍海の学童のほう、僕いろいろ聞いてますけども、その辺の指導もよろしくお願いしときます。

この件に関しては以上とさせていただきます。

次に、(4) 帯状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願の……。

森本課長、何か。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。よろしくお願いします。

午前中で川村委員のほうから預かり保育の推移についてご質問がありまして、そのことなんですけれども、推移としまして、令和3年度が、これは全体の件数ですけれども、8,778人、令和4年度が1万730人、令和5年度が1万1,019人。私、「横ばい」というような答弁をさせていただいたんですけど、「微増」という形で訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

杉本委員長 川村委員、よろしいですか。

川村委員。

川村委員 答弁全く違うわけやね。増えてるということですね。増えているということはニーズが高まっているということでもあります。

これに対比したいもんが、私、幼稚園に入園する園児の数なんですけども、教えていただきたいんですけども。そこでその人数によって、これだけ増えている、これ延べ人数ですよ。

延べ人数、増えている、増加になっているということは、要するに時間的に延長してやってほしいというニーズが高まっていると解釈するんですけども、全体に比率というか、入園の園児数について、たくさんありますけど、教えていただけますか。

杉本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本でございます。

入園児数なんですけど、令和3年度が5園全体で361人、4年度が340人、令和5年度は329人。人数がちょっと減っていった中で、利用人数は増加していったような状況となっております。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 ニーズが高まっているということで、幼稚園にいても、そういうニーズが高まっている。保育所に行っても、そのニーズはやっぱり高まっているということで、今回いろんな施策を打っていただいていることは有効であるということは理解しましたので、今日はこの程度にさせていただきます。

杉本委員長 次に、(4) 帯状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願の採択後の経過に関する事項についてを議題といたします。

令和6年6月定例会におきまして採択となりました請願第1号のその後の経過に関して、理事者より報告がありますので、説明願います。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いいたします。

葛城市における带状疱疹ワクチン接種の一部助成を求める請願につきまして、葛城市の現状をご報告させていただきます。

請願書におきましては、一定の年齢以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種の一部助成制度の創設を求めたいと請願内容を記載していただいておりますことから、葛城市医師会の先生方と対象年齢等について協議させていただきました。

その結果、国の方針と同様に、令和7年度より予防接種法に基づく定期接種として示されたとおりに実施する方法がよいというご意見を頂戴いたしました。つきましては、令和7年度より実施予定の带状疱疹ワクチン接種についての説明をさせていただきます。

令和6年12月18日の厚生労働省予防接種基本方針部会において、带状疱疹ワクチンが予防接種法のB類疾病として、令和7年4月1日より定期接種化されることに決定いたしました。それに伴い、令和7年度当初予算に带状疱疹ワクチン接種事業を計上いたしております。

対象者は、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者。65歳を超える者は、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として5歳年齢ごと、100歳以上の方は全てとなっています。

また、厚生労働省の自治体説明会において、例外はございますが、基本的には、過去に接種したことがある者は対象とはならないとされております。

今後は、4月広報に案内を掲載し、対象者には案内通知を送付させていただく予定をしております。

带状疱疹ワクチンの助成につきましては、医師会と紹介議員の西川議員におかれましては、熟慮の上でご提案をいただきましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。最終的に国の定期接種化の方針が医師会の先生方のお考えに沿うこととなり、本市といたしましては、今後も医師会の協力を得て、定期接種の体制を整えてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明ありましたこの件に関して、何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 紹介議員でさせていただいたんで、一言話しますけど、医師会の先生とも話をさせていただきました。要望も聞いていただいていたとは思いますが、医師会の先生がそうやって、国に合わせたらええと言うた、僕もそういうふうに聞きましたんで、ええと言うたはんねから、もうええのと違うかなとは思いますが。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 確認させてください。5年ごとに、肺炎球菌ワクチンのように、ああやって通知が来ると

いう形でいいんですね。65歳から始めるということで、5年刻み。100歳以上は毎年という形になるんですね。そこもう一回答弁いただきたい。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 100歳以上につきましては、初年度のみです。

以上となります。

杉本委員長 ほかのところは川村委員のおっしゃったとおりということですか。ちゃんと答えてほしいです。ちゃんと議事録に載るように答えてほしいんです。

松本課長。

松本健康増進課長 はい、おっしゃるとおりでございます。100歳以上につきましては初年度のみ。

対象者は、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者。65歳を超える者は、先ほども申しましたように、肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置といたしまして、5歳年齢ごと、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳で、100歳以上の方は全てとなっております。

通知のほうは、対象者には通知のほう送らせていただく予定をしております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 これ2回目でもいいね。すいません、私肝腎なこと。補助が幾らでということやね。肝腎なところ聞くの忘れて、そこだけ、すいませんが、お願いします。

杉本委員長 予算で聞いてもうたほうがええかわからん。

川村委員 ほなやめとこか。じゃ、大体のことで、また予算のとき聞かせていただきます。

杉本委員長 ほかございませんか。

松林委員。

松林委員 これも予算ではないけど、ワクチンには不活化ワクチンと生ワクチンあるんですが、これ選択はご本人ができるということですかね。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

先生とご相談の上、本人に決めていただくという形になります。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(4)の带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願の採択後の経過に関する事項については以上といたします。

次に、(5)いきいきセンターに関する事項についてを議題といたします。

本件については、令和6年8月に開催しました市民懇談会で市民の方から意見がありました、いきいきセンターの利用証について、理事者より報告がございますので、説明願います。

吉村所長。

吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長 いきいきセンターの吉村です。どうぞよろしくお

願いたします。

ただいま委員長のほうからお話がございました、いきいきセンターの利用証の件でございますが、会員証の表面に、名前、それに加えて、住所、生年月日、性別などの個人情報の記載があるということでご指摘をいただいた件でございますが、現在、この利用証につきましては改正の手続を進めております。来月、4月1日以降におきまして、住所につきましては地番を削除した大字までの掲載、それから生年月日、性別につきましては、4月以降は利用証には記載しないという方向で改めさせていただくことで進めております。

交付につきましては、順次ご利用される際に、これまでも利用されるとき利用証の交付と同様に即日交付という形を基本に、来館されたときに古い利用証を回収いたしまして、お帰りの際に新しいものをお渡しするという方法で進めさせていただこうと、このように考えております。

なお、従前の利用証につきましては、そのまま使っていただくことも特に差し支えはございませんが、できるだけ新しいものに替えれるように進めさせていただこうと、このように考えております。

以上でございます。

杉本委員長 ただいまご説明ありました件で、確認事項等ございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 即日発行でいきいきセンターのカードを発行されるということで、今まであった生年月日とか住所とかを変えられるということですね。

それでは、発行するときに、身分証明書等を確認してから発行されるのか、そういうのを確認してから新しいカードを発行されるのか。そこちょっと。

杉本委員長 吉村所長。

吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長 ただいまのご質問でございますが、新規の申請者につきましては、申請書を記載していただいております。申請内容と違いがないかというところは、運転免許証あるいは健康保険証のほうで確認をさせていただいて、市民であることが間違いないという上で発行させていただくような手続をさせていただいております。

再発行の方等につきましては、先ほど言いました、古いやつとの交換につきましては、古いものを返していただいて、内容確認の上、新しいものを作ってお渡しするという形になるかと思います。よろしくお願いします。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 ありがとうございます。じゃ、カードを作るためにいきいきセンターに来られたと、そのときに身分証明書になるものを持参してくださいというような告知を市民にはどのようにされますか。

杉本委員長 吉村所長。

吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長 特に告知まではしておりませんが、大半の方がお車ないし二輪車、単車のほうで来られる方が多数おられますので、おおむねの方はそういった免許証をお持ちなんですけども、どうしても身分証明をするものがない方におかれまして

は、令和6年度より住民情報を確認できるシステムをいきいきセンターのほうに導入をしていただいております。そこで申出内容と間違いがないかという確認方法も、最悪できるということでございますので。もし身分証明書があれば時間がかからない、免許証等の確認等次へ進めているわけですが、そういった確認の仕方もございますので、そういう形で即日交付するというような方法でやらせていただいております。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、この件に関しては以上とさせていただきます。

最後に、(6)葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件では、令和6年3月定例会におきまして附帯決議を行いました、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく近況の状況の報告について、理事者より報告をいただきます。なお、前回同様に、委員会で説明いただくのは主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、説明よろしくお願いします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告というところで、今回におきましても、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、現在までの状況を数値で示させていただきます。

葛城市社会福祉協議会事業報告の資料のほう、ご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。

それぞれ令和5年度の月別の実績と令和6年度の令和7年1月分までの実績を示した資料となっております。前年度との比較というところで、それぞれの年度の4月分から翌1月分までの10か月分の比較ということで説明させていただきます。

それでは、各施設利用者数一覧表から10か月分の合計について説明させていただきます。数値については、一番右の行の数字となります。

まず、全体の入館者数でございます。令和5年度8万117人に対しまして令和6年度は9万248人となっており、現在12.6%との増となっております。

次に、プールの利用者数でございます。令和5年度2万5,796人に対しまして令和6年度は3万1,036人となっており、20.3%の増となっております。

続いて、お風呂の利用者数でございます。令和5年度2万9,542人に対しまして令和6年度は3万7,931人となっており、28.4%の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございます。令和5年度220人に対しまして令和6年度は317人となっており、44.1%の増となっております。

次に、卓球の利用者数でございます。令和5年度4,273人に対しまして令和6年度は6,004

人となっており、40.5%の増となっております。

次に、カラオケの利用者数でございます。令和5年度106人に対しまして令和6年度は271人となっており、155.7%の増ということになっております。

続きまして、下の段、各指定管理事業関係収入一覧表から、こちらも10か月分の合計について説明させていただきます。

各施設利用料収入ということで、こちらは主にお風呂、プール等の施設の利用料となりますが、令和5年度998万3,770円に対しまして令和6年度は1,327万6,320円となっており、33%の増となっております。

次に、各教室利用料収入というところで、こちらは主に水泳教室の利用料となりますが、令和5年度926万3,160円に対しまして令和6年度は1,024万9,930円となっており、10.7%の増となっております。

次に、食堂収入でございます。令和5年度1,259万598円に対しまして令和6年度は1,640万640円となっており、こちらは30.3%の増というところとなっております。

次に、その他というところで、こちらは自動販売機の売上げ、職員駐車場代等となりますけれども、令和5年度145万657円に対しまして令和6年度90万2,925円となっておりますが、こちらは令和5年度の8月分がちょっと数字が大きいんですけども、こちらが入場者の傷害保険料の精算金というところで、前年度コロナで見込んでおった入場者数よりも少なかったというところで、精算の返還金というのがございまして、それが69万8,421円含まれているため、こちらを除きますと、令和5年度は75万2,236円ということで、こちらも実質は12%の増というところとなっております。

合わせまして10か月分の収入合計といたしましては、令和5年度合計3,328万8,185円に対しまして令和6年度合計が4,082万9,815円となっておりまして、22.7%の増となっております。

現在、福祉総合ステーションの指定管理事業における全ての項目におきまして前年度を上回っており、順調に今のところ運営されているというところかなというふうに考えております。

あと、追加で前回の委員会のほうでお話ございました、ゆうあいステーションの市内、市外の方の利用者数というところで、こちらはプールとお風呂についてのみ集計が取れております。そちらのほうご紹介させていただきます。

まず、プールの利用者数ですが、令和5年度は3万556人のうち市内2万917人、市外9,639人となっておりまして、割合といたしましては市内で68%、市外32%となっております。令和6年度になりますと、全体で1月分までで3万1,036人のうち市内が1万9,991人、市外が1万1,045人となっており、割合としては市内64%、市外36%というようなところで、同じような形で推移しておるというところでございます。

続きまして、お風呂の利用者数なんですけれども、令和5年度につきましては全体で3万7,654人のうち市内の方が2万3,490人、市外の方が1万4,164人となっておりまして、こちらのほうの割合としては、市内が62%、市外が38%となっております。これが令和6年度、

10か月分につきましては、3万7,931人のうち市内が2万6人、市外が1万7,925人となっておりまして、割合としては市内が53%、市外が47%というところで、6年度については市外の方が増えているといったような状況になっております。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

杉本委員長 ただいま説明いただいた件で、何かご質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 この前、お風呂のほうでも利用者さんにはちょっとね、あれかけたと思うんですけど、これ増えている原因もそれあるんか。増えているから循環が悪なったりとかがあるんかな。その原因というのはあったんかどうかな。どういう原因があったんかというのでも聞かせていただきたいのと、それと、この前でしたかね、僕、のぼりを結構いい形で、ポップなのぼりをいろいろ立ててくれたはと思うんですけど、あれを山麓線とか、あっちのほうにもやったら、もうちょっと利用者さんを誘導できるんかなとかいうこと。それってどうなって、どんな感じかなというのを聞きたいと思いますんで、お願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

先般のゆうあいステーションのお風呂の営業につきましては、皆様にご心配をおかけいたしておったところでございます。原因というところなんですけども、こちらはお風呂の基準の中で定期的に水質検査というのは行っておりまして、塩素検査については毎日行っておるんですけども、全体の水質検査というのは年に3回、業者に委託して行っておるところなんですけども、本当に部分部分でというところが100ミリリットルを採取して、それを事業所に送ってというようにところの検査になっておるんですけども、本当に原因。通常の洗浄等を行っておる中で、特にこちらとしても今までどおり変わらないというような対応を行なったんですけども、ちょっと原因というところまでは分からないんですけども、基準値の上限という、一番、菌の基準値があるんですけども、それをややオーバーしたというところで、本当にぎりぎりのところだったんかなというところで、原因というところは本当に分からないんですけども、そんな形で、検査のほうではそういう形で数値が出たというようにところでございます。

あと、のぼり旗の件でございます。こちらにつきましてもいろいろと検討している中で、橋のどこにつけさせていただいたり等もあったんですけども、道路占用等のいろんなそこらの中で、なかなかどこまでというところがちょっと難しい中で、できる範囲で周知のほうはさせていただきたいなというところになっております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 見させてもうても、ほんまに基準値と一緒にいうようなとこやったと思うんですけど、増加してるというか、お風呂の利用者数が増加していくのに、清掃が伴っていないということかなと思っただけで、利用者数が増えたら、その分ちょっと汚れるのもあんのかなと思ったから。ただ、そこが原因である、まだ分からんということなんで、また一回ちょっと様子は

見ていただかなんのかなと思うんですけど。

のぼりの件に関しましては、ほんとにあれ、デザインもできてるし、ぱっと目を引くような形のものかな。湯と書いてるやつでもいいなと思うんですよ。ああいうのも、市外の人を積極的にもうちょっと取り入れていくんやったら、あんなのもうちょっとうまいこと活用できたかなというところで思ってるんで、それもまた検討いただきたいと思います。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 指定管理のところということでかなり頑張っていただいて、効果出てるって、非常にうれしい限りでございます。引き続き、ここは頑張っていただきたいんですけども。

これ過去に言ったこともあるんですけどね、駐車場。これ今、職員さんの駐車場ですよ、じゃなくて、特に道路挟んで南側の駐車場、たいま温泉側のとこですね。あこにほとんど山に登る方がとめているじゃないですか。昔は農林課の管轄やからコメントできないということでしたけども、あそこにとめて利用しようとする方は多いわけなんです。あそこ利用料を取れないもんなんですかね。非常にもったいない気がするんです。

いろんな食堂収入とか、単純に売上げだと思うんですけど、やはり原材料費とか光熱費も高騰している中で、利益を見たらあかんのかもしれませんが、お金取れるところは取っていったほうがいいかなという考え方があると思うんですけども、あその南側の駐車場というのはいかんともし難い、あのまま、とめ放題でという形になるわけですか。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

今、奥本議長おっしゃっていただきました駐車場の件でございます。私も先だって社会福祉大会のほうありましたけれども、その中で聞き及んでおりますと、ステーションの扉を開けた瞬間に車が入ってくる。これはどうなんかなというたら、大会に来るのではなくて、山へ登る方たちもあつたというようなことも聞いております。

そういったことから、今おっしゃっていただきました有料にする、お金を取れるかどうか。これはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。また、南側につきましても、どういった形がいいのか。今、更地になっておりますけれども、極力、利用者の利便性というものは考えなければならない部分ではありますけれども、どういった形で利用して、また有料にできるのかは、それも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ゆうあいの附属施設じゃないんですけども、あそこにとめて利用しようという方が結構いらっしゃるんですけども、それが今現状できない状況にあるんでね。何か考えてもらえたらなと思っております。

それと、あの場所って実は蹶速と縁のある土地というのはご存じですか。あそこは當麻の蹶速の屋敷跡という伝承があって、昔というか、葛城市になる前、當麻町の50年ぐらいまでは、あこに伝蹶速屋敷跡という看板あつたんです。今はもう誰も知らない状況になってい

るんですけど。もしも相撲関係で売り出すのであれば、あそこに何か蹶速のあれでというのも、もしかしたらあったらいいかもしれませんねということで言っときます。

以上です。

杉本委員長 せめて登山の方の駐車禁止みたいなんはできないんですか。

東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。ほんとそうですね。看板でありますとか、フロントガラスに何か貼っておくとか、無断駐車禁止みたいなのをね。そんなんができるかどうかというのも含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

杉本委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 追加で言わせてください。せっかくやったら、禁止じゃなくて、とめたら、ゆうあいを使ってくださいよという、誘導するようなやつにやったらどうですかね。

杉本委員長 ほかにございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 利用者の収入も増やしていただいているということで、大変うれしく思います。その中で、市内、市外、先ほど割合をお話いただきましたけれども、ウェルネス新庄でしたらね、ちょっと利用者が少なくなったら、新聞折り込みチラシを入れたりして、市外の新聞にも入れたりして、利用者を増やしたりされています。

ゆうあいさんにつきましては、ゆうあい通信として、広報誌と一緒にチラシは入ってきますけれども、今大体6割ちょっとが市内で、4割足らずが市外であると。市外の方はどのようにして告知して来てもらったのかなと思うんですけども、それ出てますでしょうか、分かりますでしょうか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

本当に周知という意味では、いろいろSNS等で発信した成果と言ったらあれなんですけれども、徐々に広がっているのかなと。現場の声を聞いておりましても、例えば食堂でしたら、市内の方でしたら顔なじみの方とか分かる感じなんですけれども、これ市外の方やなど、見えない方やなどというのは、肌感覚として感じているというようなところも現場のほうから聞いております。

また、今の山登りの件で、相反するんですけども、恐らく利用というのはかなりここですれておりまして、例えばお風呂の数が増えているのも。プールでしたら当然市内の方、ある程度利用される方は固定なんですけれども、お風呂に関してはそういう形で使われているというのは一定数いらっしゃるのかなというところで、割合も増えているというところが見られているのかなというところで、特にこれというところはないんですけども、本当に今させていただいている部分の成果というのがちょっとずつ見えてきているのかなというふうには感じておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 先ほど西川委員の言われたように、山麓線沿いに走ってても、ゆうあいステーションこっちですよというようなちっちゃな看板があるだけで、市外の方はちょっとよく分からない、走っていてもよく分からないような状態で。そこに西川委員が言われたようなのぼりとか、もっと目立つような何かがあったら、市外の方が、風呂入れるのかというようなそういうことも分かって。若い人でも風呂だけに行くという人も割と多いと聞いていますんでね、そういう案内とかも。先ほどなかなか難しいというふうに言わはりましたけれども、何か工夫できたら、お風呂とかの利用者も、もっと市外の方が多くなるのかなと。そういう気持ちがありましたので、よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(6) 葛城市社会福祉協議会に関する事項については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

杉本委員長 ここで委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、ありがとうございました。短く、最後まとめさせていただきます。

委員会で全部ほとんどやろうと僕は思うてんです。できるだけ委員会でやろうと思ったから数多くなっちゃうんですけども、それだけ市民の皆さんにも周知していただきたいですし、皆さんの議論を見ていただきたいんで、その辺はご了承をお願いしたいのと、逆にその分、協議会に回っている分は何かちゃんと理由があるんだという僕の判断でやらせてもらっていますので、その辺もご了承いただき、次にまた協議会やらせていただきますので、皆さんよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後2時40分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 杉本 訓規

厚生文教常任委員会副委員長 坂本 剛司